

第1次みなかみ町総合計画 後期基本計画

平成25年度(2013)～平成29年度(2017)



みなかみ町

町長あいさつ

本町は、利根川源流のまちとして、水と森を守り、先人から受け継いだ歴史と文化を大切に、夢のあるまちづくりを合い言葉に、平成20年に策定された第1次みなかみ町総合計画に基づき、平成29年度を目標年度に、まちづくりに取り組んでおります。平成24年度で総合計画策定後5ヶ年が経過することから、平成25年度から総合計画期間の終期である平成29年度までの5ヶ年を計画期間として、後期基本計画を策定いたしました。



我が国は、これまでどの国も経験したことのない超高齢社会を迎え、本町においてもその傾向が顕著であります。働く世代の人口が減少し高齢者が増加することは、税収の減少や社会保障給付費の増加、超高齢社会に対応したインフラの整備など、行政の取り組むべき課題にも大きな変化をもたらしております。加えて、合併した自治体には合併特例が適応され、現在は地方交付税や地方債において優遇されておりますが、平成28年度から5年間で段階的に減少していくことから、財政的にも縮小せざるを得ない状況が予想されます。そのような状況においても、高齢者に優しい、子どもを安心して育てられる町であるために、各施策において計画的な取り組みが求められます。

本町は、豊かな自然があり、また、新幹線や高速道路等の交通網に恵まれ、人・物の移動における利便性を兼ね備えております。みなかみ18湯と言われる魅力あふれる温泉や、近年人気を博している本町の自然を舞台としたアウトドアスポーツ、清流で育まれた新鮮な野菜やお米、フルーツなども注目されてきており、今後の更なる発展が期待されます。

本町の観光や農業は、素晴らしい自然環境の中に育まれてきたものであります。この素晴らしい自然を守るとともに、この地に育まれてきた歴史や伝統文化を後世に引き継いでいくことが、今を生きる私達の責務であると考えております。

今回の後期基本計画の策定においては、これまで取り組んできたまちづくりの現状と課題を把握し、各施策ごとの計画期間中の目標値を設定し、目標の達成度合いを測れるようにしました。

後期基本計画の作成にあたり、町民各位をはじめ、総合計画審議会委員及び町議会議員、関係する各種団体の皆様から貴重なご意見やご提言をいただきましたことに対しまして、改めまして心から感謝を申し上げます。

平成25年3月

みなかみ町長 岸 良 昌

第1次みなかみ町総合計画後期基本計画 目次

第1編 総論

第1章 総合計画の構成と期間	2
第2章 基本構想の概要	
第1節 まちづくりの基本理念	3
第2節 将来像	3
第3節 土地利用の基本方針	4
第4節 基本目標と主要施策	5
第3章 後期基本計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の背景	6
第2節 計画策定の考え方	6
第3節 施策体系の再編	7
■政策体系表	10

第2編 各論

■ページの見方	14
I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち	
1 地域福祉の推進	16
2 高齢者福祉の充実	18
3 子育て支援の充実	20
4 障害者福祉の充実	22
5 低所得者の自立支援	24
6 平和と人権の尊重	26
7 健康づくりの推進	28
8 医療の充実	30
9 消防防災対策の強化	32
10 防犯対策の推進	34
11 交通安全対策の推進	36
12 道路の雪対策の推進	38
13 獣害対策の推進	40

II 豊かな自然と共生するまち	
1.4 公共交通の利便性の向上	42
1.5 道路網の整備	44
1.6 まちなみの整備	46
1.7 水道の整備	48
1.8 生活環境の保全	50
1.9 循環型社会づくりの推進	52
2.0 自然環境の保全	54
III 交流による魅力と活力にあふれるまち	
2.1 観光の振興	56
2.2 交流連携の推進	58
2.3 移住定住の促進	60
IV 産業が育ち持続するまち	
2.4 農林業の振興	62
2.5 商工業の振興	64
V 豊かな心と文化を育むまち	
2.6 学校教育の充実	66
2.7 生涯学習の推進	68
2.8 生涯スポーツの推進	70
2.9 文化財の保存と活用	72
VI 住民とともに歩む健全なまち	
3.0 町民参画によるまちづくりの推進	74
3.1 財政の健全化	76
3.2 効率的で効果的な行政運営の推進	78

資料編

策定の経過	82
総合計画審議会	
総合計画審議会条例	83
総合計画審議会委員名簿	84
諮問書、答申書	85

第 1 編 総論

第 1 章 総合計画の構成と期間

第 2 章 基本構想の概要

第 3 章 後期基本計画の策定にあたって

第1章 総合計画の構成と期間

第1次みなかみ町総合計画は、本町の目指すべき方向とそれを実現するための施策を明らかにし、総合的で体系的なまちづくりの指針として、平成20年3月に策定されました。この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び別に定める「実施計画」で構成します。

1 基本構想

(平成20年3月14日議会議決)

基本構想は、本町の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。基本構想の期間は、平成20年度を初年度とし、平成29年度までの10年間としています。

2 基本計画

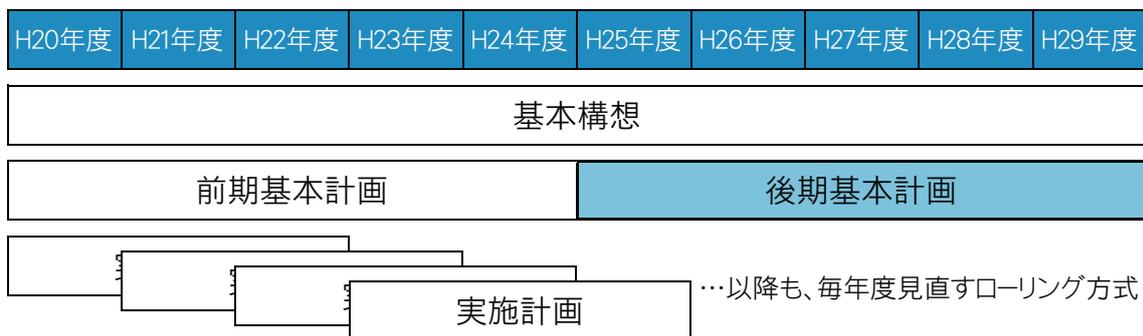
基本計画は、基本構想をもとに、その目標を達成するため、施策の具体的な内容を分野別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。このたび、近年の急激な社会情勢や経済情勢の変化にとまない、基本計画の見直しを行い、平成25～29年度の後期5年間の後期基本計画を策定することとしました。

3 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策について、その実施年度や事業量、実施方法などを具体化した事業で示し、各年度の予算編成の指針となります。実施計画の期間は3年とし、毎年度事業計画を見直すローリング方式を採用し、実効性の確保に努めます。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事務事業を対象とし、その必要性や有効性を客観的に評価する行政評価システムと連動させます。

■第1次みなかみ町総合計画の構成と期間



第2章 基本構想の概要

第1節 まちづくりの基本理念

個性豊かで存在感のある「みなかみ町ならではの」まちづくりを推進するため、3つの基本理念を設定します。

1 自然とともに誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

美しい自然環境の中で、うるおいのある豊かな生活基盤を創造するとともに、子どもからお年寄りまで、すべての住民がいつまでも安全で安心して暮らせるまちをめざしていきます。また、森・山・川の防人として、下流域の生命と経済活動を支えていることを誇りとし、自然環境の保全に努め、自然と人間が共生するまちづくりを進めます。

2 地域資源を活かした交流を推進し、魅力と活力に満ちたまちづくり

豊かな自然や文化、芸術をはじめとした地域のもつ豊富な資源や特性・可能性を、地域間の交流活動や地域経済を支える産業資源などとして活用し、魅力と活力にあふれるまちをめざします。また、各地域がそれぞれ持つ個性を伸ばしていくとともに、これらを連携・融合させることで新たな魅力を創造します。

3 住民とともに支え、ともに進むまちづくり

足腰が強い自治体を構築するために、行財政改革による安定した財政基盤の構築を進めるとともに、住民が自ら行う(自助)、住民が互いに助け合う(互助)、行政が行う(扶助)の精神を尊重し、住民と行政が一体となったまちづくり(協働)をめざします。

第2節 将来像

基本理念を踏まえ、将来像を設定します。

水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ

この将来像は、美しい自然の恵みを活かし、各地域が育んできた歴史ある特性と文化を、住民が誇りを持って受け継ぎ、そして、まち全体の特性へと発展させていくとともに、町民が経済的にも、精神的にも、ゆとりのある豊かな暮らしが実現できることをめざしています。

また、利根川源流のまちとして、生命と経済活動を支えていることを誇りとし、首都圏住民と交流を深めつつ森・山・川を守るとともに、水と森と空気を大切にする水源地域としての存在感をもつ地球環境にやさしいまちをめざしています。

第3節 土地利用の基本方針

1 土地利用の現状

本町の約8割が森林地域であり、利根川・赤谷川の河岸段丘沿いに耕地や集落、町並みが広がり、各地域において計画的な土地利用が展開されてきました。

2 土地利用の基本方針

- 土地は、限られた貴重な資源であるとともに、住民が将来において生活し、生産活動をしていくための重要な基盤です。
- 今後の土地利用については、自然と人の共生を前提として、豊かな水、森林などの自然環境を保全し、都市機能と自然が共存する特色を活かしながら、地域の均衡ある発展を基本に総合的かつ計画的な有効活用を図ります。
- 本町は、利根川上流の水源地として、下流域の生命と経済を支える地域であることから、土地利用についても、町外の人を含めた有効活用ができるように努めます。

(1) 都市的地域

- 都市的地域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する地域です。都市計画マスタープラン等を基に計画的な都市基盤の整備に努めます。
- 自然環境や農林業との健全な調和を図りながら、住民生活全般を支える都市機能の集積をめざします。

(2) 農業地域

- 農業地域は、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農地を良好な状態で確保するため、整備計画などの適切な運用に努めるとともに、遊休・荒廃農地の活用など農地の保全を図ります。
- 農地の高度利用を促進し、付加価値の高い農業の確立に努めるとともに、効率的かつ持続的な農業の展開を図ります。
- 農地の多面的な機能を維持するため、集落営農や農業生産法人等の新たな担い手育成を図るとともに、都市住民を含めた農地の有効活用を図ります。

(3) 森林地域

- 森林地域は、美しい景観を形成する大切な要素であり、多面的な機能をもつ資源です。
- 自然との共生を基本とし、この資源を活用するとともに、自然環境の保全や森林保護を推進し、水源の涵養に努めます。
- 木材生産の場だけではなく、林業体験や森林浴、環境などの体験学習、健康づくりなどの場として、都市住民を含め活用してもらおうとともに、都市住民とともに森林を保全・継承できるように森林の保続培養を図ります。

第4節 基本目標と主要施策

1 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

子どもを健やかに産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、誰もが一人の人間として尊重され、支え合い、助け合う中で、安心や安全、ゆとりを感じながら、健康で生きがいをもって暮らすことのできるまちをめざします。

■主要施策

- (1) 地域の支え合いで安心して暮らせるまち
- (2) 健やかにいきいきと人が輝くまち
- (3) 安全に安心して暮らせるまち

2 豊かな自然と共生するまち

快適で都市的な生活基盤整備や道路の整備、交通ネットワークの充実・情報通信基盤の整備など、生活の質を高める取り組みを推進するとともに、住民一人ひとりが環境問題の意識を高め、都市的な環境と自然が共生するまちをめざします。

■主要施策

- (1) 自然と都市的機能が調和するまち
- (2) 豊かな自然と共生する快適なまち

3 交流による魅力と活力にあふれるまち

森林や川・大地からの恵み、文化・芸術など、地域のもつ資源や特性を活かした多様な交流と連携を推進することにより、芸術・文化をはじめとし、教育・産業などの地域間交流や国際交流など、人で賑わう、魅力と活力にあふれたまちをめざします。

■主要施策

- (1) 地域資源で交流の輪を発信するまち
- (2) 多様な交流で人が賑わうまち

4 産業が育ち持続するまち

町が潤い、住民が豊かさを感じるために、地域の産業の活力を生み出し、地域特性を活かした産業の振興や新しい魅力ある産業と働く場を創造し、持続的に発展するまちをめざします。

■主要施策

- (1) 持続的で魅力ある産業が育つまち
- (2) 働く人を迎え育むまち

5 豊かな心と文化を育むまち

住民一人ひとりが、夢と誇りを持つとともに、学校教育や生涯学習、文化、スポーツなどを通じ感性を育み、地域の貴重な歴史的・文化的資源を活かして、次代を担う心豊かな人づくりをめざします。

■主要施策

- (1) 心豊かな子どもを育むまち
- (2) 誰もがいきいき自己を実現するまち
- (3) 歴史と文化を守り育むまち

6 住民とともに歩む健全なまち

住民とともに考え、ともに進む体制を構築することにより、まちづくりにおける住民参画の充実を図り、自主自立の健全な行財政運営をめざします。

■主要施策

- (1) 住民が自ら考え、決定し、行動するまち
- (2) 行財政改革でゆとりのあるまち

第3章 後期基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

本町は、平成17年10月、月夜野町、水上町、新治村の新設合併により誕生しました。合併に伴う新町のスタートに合わせて、平成20年度を初年度とする総合計画を策定し、将来像「水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ」の実現に向けて、まちづくりを進めてきました。

しかしながら、計画策定後5年余りが経過し、人口減少や少子高齢化のさらなる進行や社会経済情勢の急速な悪化、安全や健康への意識の一層の高まりなど、町政を取り巻く状況に大きな変化がみられています。また、地域の主体性がより重視される中で、自治体にはこれまで以上に自己決定と自己責任による自立した行政経営が強く求められています。

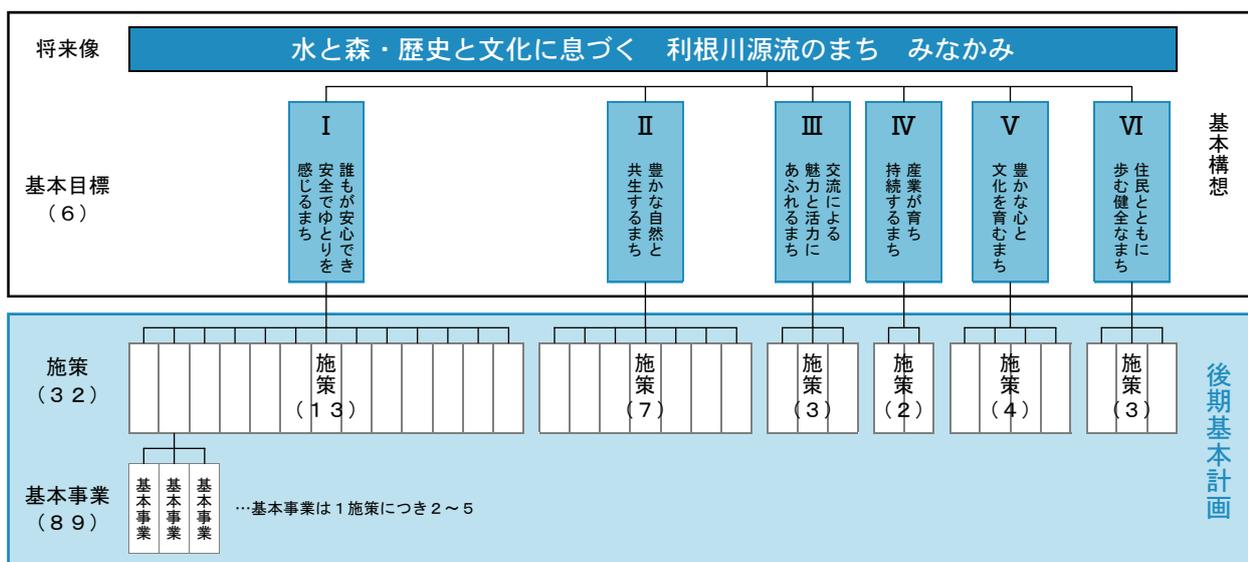
このような急激な社会情勢や経済情勢の変化にともない、これまでのまちづくりの成果と反省に基づき、本町を取り巻くさまざまな変化に対応した基本計画の見直しを行い、平成25～29年度の後期5年を期間とする「第1次みなかみ町総合計画後期基本計画」を策定することとしました。

第2節 計画策定の考え方

1 計画策定の観点

後期基本計画の策定にあたっては、各施策の目的や課題、平成25～29年度の後期5年間で取り組むべき事項をより明確にし、行政評価による計画の進行管理を適切に行うため、次の概念図のとおり「基本目標>基本事業」の政策体系を構築するとともに、平成20～24年度の前期5年間の取り組み状況を踏まえ、目的の達成状況や社会情勢の変化などを施策ごとに検証し、目標年次における各施策の数値目標などを設定しました。

■ 政策体系の概念図



- 施策とは、まちづくりの基本理念や将来像を実現するための政策課題として設定する基礎単位(=まちづくりの課題)
- 基本事業は、施策の目的や目標達成のための主な課題
- 事務事業は、施策や基本事業の意図実現のために行う具体的な手段

2 計画の進行管理

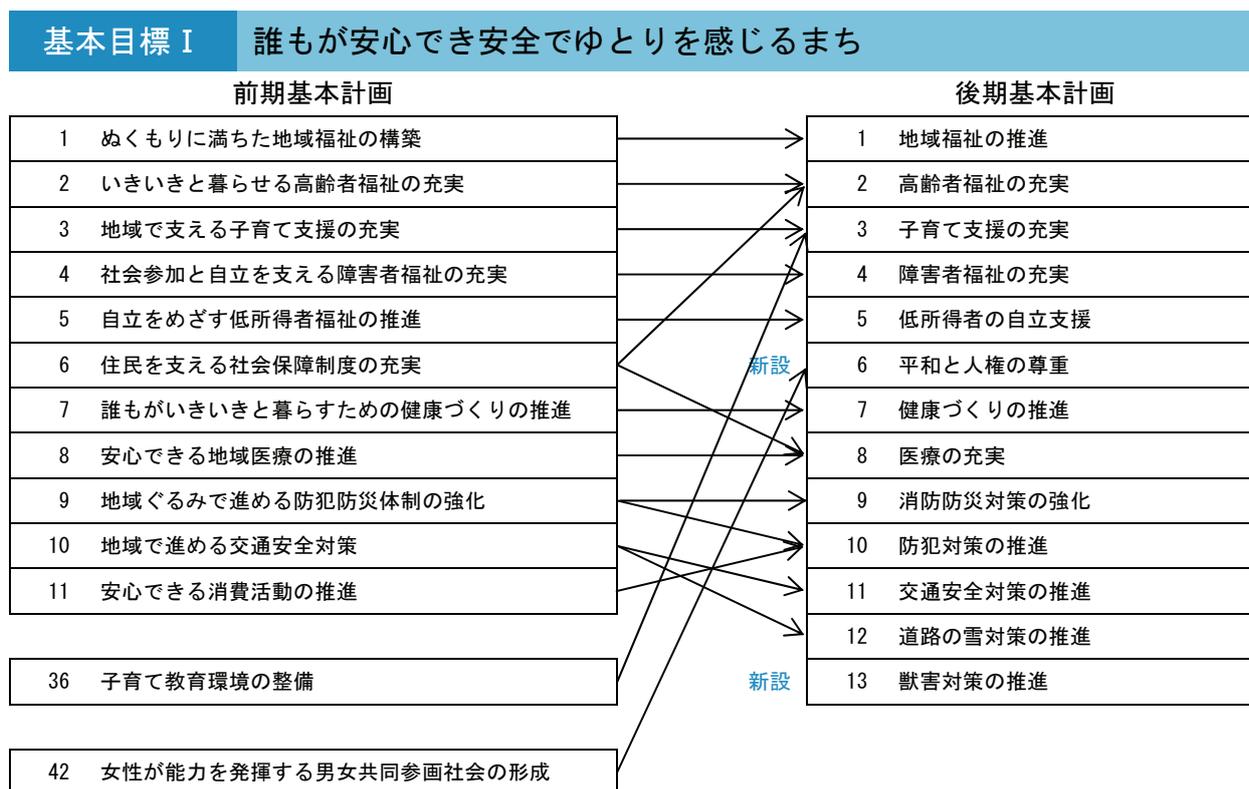
基本構想に示されたまちづくりの基本方針を具体的に推進するため、平成25年度から平成29年度の5年間は、後期基本計画に定められた32施策の方針及び目標の達成に向けて、施策に関連付けられている事務事業を効率的かつ効果的に推進します。

この施策の方針や目標、事務事業の進行管理には、行政評価の手法を活用します。行政評価では、施策ごとに定めた方針や目標の達成度を、施策評価により評価し、その評価結果から各施策の現状と課題などを明らかにして、次年度の取組方針に反映させます。また、施策評価及び事務事業評価の結果を踏まえて、施策優先度評価や事務事業優先度評価を行い、次年度の重点施策の選定や各事務事業の事業費決定に反映させます。

このように、総合計画の政策体系に沿った評価を行うことにより、計画→実施→評価のマネジメントサイクルを確立し、着実に総合計画を推進します。

第3節 施策体系の再編

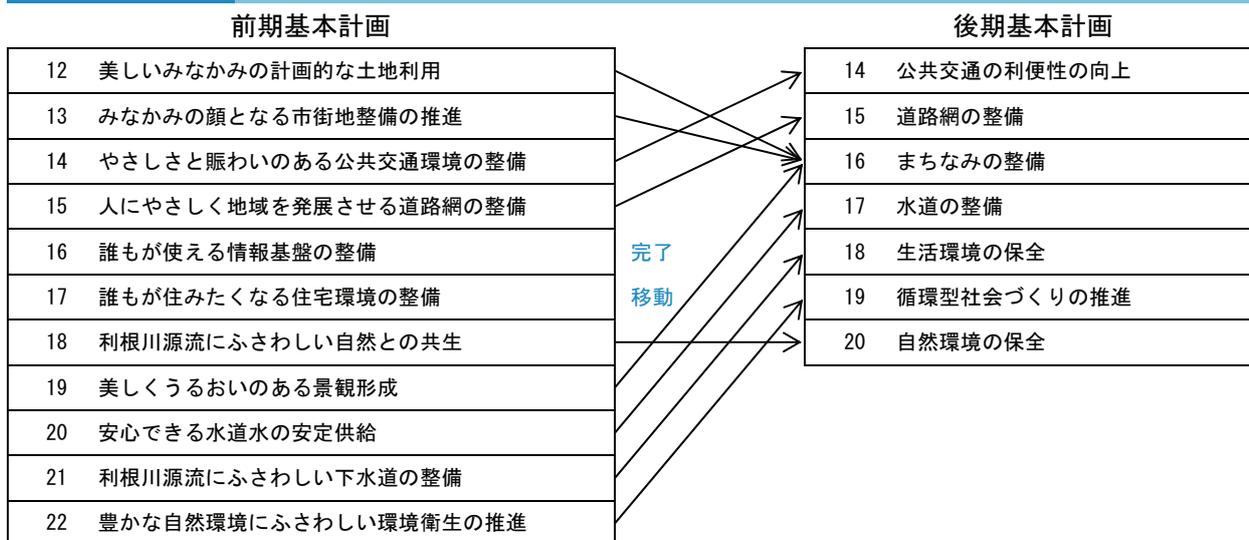
後期基本計画においては、基本構想で整理されている施策体系を次のとおり再編しました。



※再編の内容

- 介護保険や国民健康保険などの社会保障制度は、それぞれ対象と意図が異なることから、介護保険に関する事項は「高齢者福祉の充実」に、国民健康保険と後期高齢者医療保険に関するものは「医療の充実」に分離統合しました。
- 防犯防災体制の強化は、重点的な取り組みである「消防防災対策の強化」を明確にするため、「防犯対策の推進」を分離しました。また、安心できる消費活動の推進は、対象や意図が類似することから、「防犯対策の推進」に統合しました。
- 交通安全対策は、本町の特徴を考慮し、「道路の雪対策の推進」を分離しました。
- 子育て教育環境の整備は、「子育て支援の充実」の一手段であることから、統合しました。
- 「平和と人権の尊重」を新たに設けるとともに、男女共同参画社会の形成を人権の尊重の一環として、統合しました。
- 本町の特徴を考慮し、「獣害対策の推進」を新設しました。

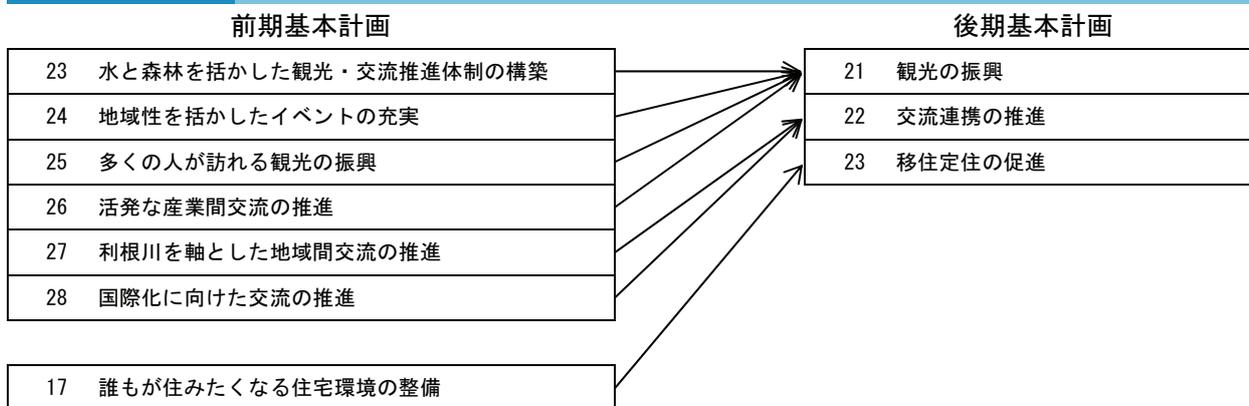
基本目標Ⅱ 豊かな自然と共生するまち



※再編の内容

- 市街地の整備は計画的な土地利用の一環であり、計画的な土地利用は景観形成の一環であることから、「まちなみの整備」に統合しました。
- 情報基盤の整備は、光ファイバー網の整備や地上デジタル放送への対応などがほぼ完了したため、削除しました。
- 住宅環境の整備は、移住定住の促進や住宅政策など複数の目的が混在していることから、施策を分離し基本目標を移動しました。

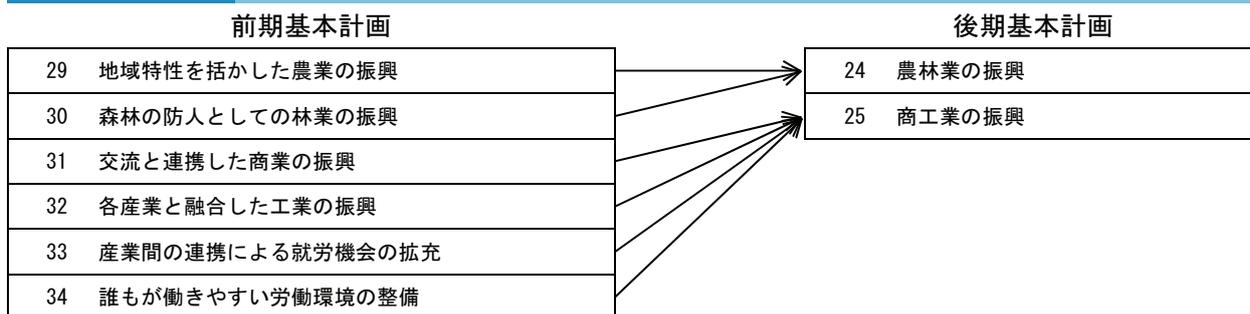
基本目標Ⅲ 交流による魅力と活力にあふれるまち



※再編の内容

- 観光・交流体制の構築やイベントの充実、産業間交流の推進は、観光の振興の一手段であることから、「観光の振興」に統合しました。
- 地域間交流の推進や国際化に向けた交流の推進は、一体的に取り組むことが効果的であるため、「交流連携の推進」に統合しました。
- 「移住定住の促進」は、今後さらに取り組みを強化していく必要があるため、施策を分離し名称を変更しました。

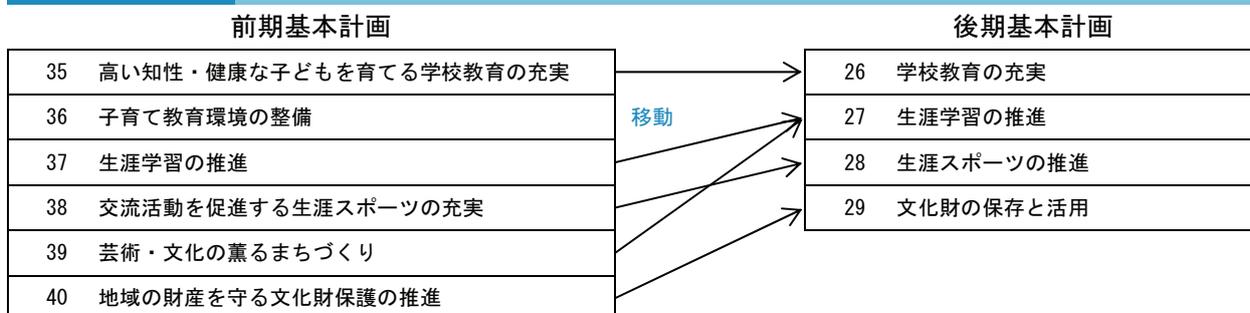
基本目標Ⅳ 産業が育ち持続するまち



※再編の内容

- 農業の振興と林業の振興は、目的が類似しており一体的に取り組むことが効果的であるため、「農林業の振興」に統合しました。
- 商業の振興と工業の振興は、目的が類似しており一体的に取り組むことが効果的であるため、「商工業の振興」に統合しました。また、就労機会の拡充や労働環境の整備は、「商工業の振興」による結果であることから、統合しました。

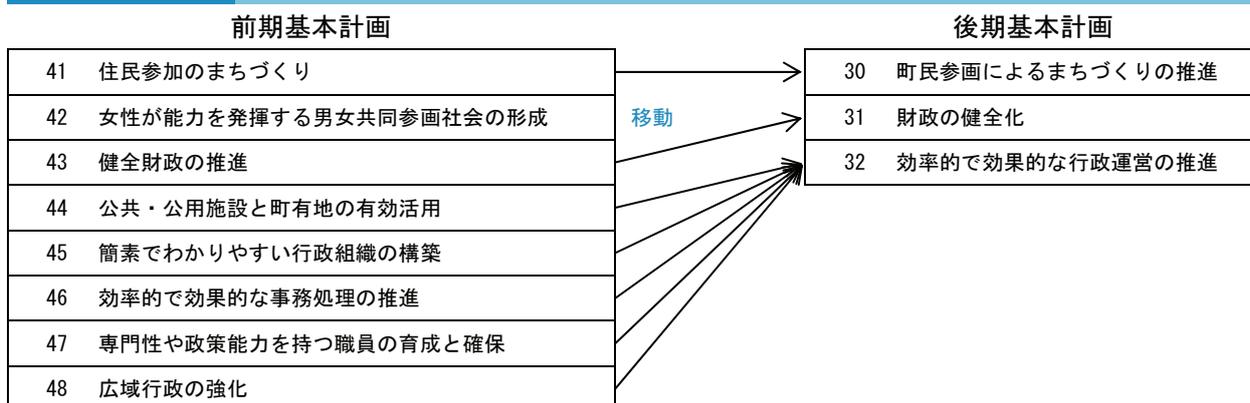
基本目標Ⅴ 豊かな心と文化を育むまち



※再編の内容

- 子育て教育環境の整備は、「子育て支援の充実」の一手段であることから、基本目標を移動し統合しました。
- 芸術・文化の薫るまちづくりは、「生涯学習の推進」の一環であることから、統合しました。

基本目標Ⅵ 住民とともに歩む健全なまち



※再編の内容

- 男女共同参画社会の形成は、「平和と人権の尊重」の一環として、基本目標を移動し統合しました。
- 行政組織の再編や職員の育成、事務処理の効率化などは一体的に取り組む必要があるため、「効率的で効果的な行政運営の推進」に統合しました。

政策体系表

基本目標	施策		基本事業	
I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち	1	地域福祉の推進	1	地域で支え合う意識の高揚
			2	地域福祉体制の構築
	2	高齢者福祉の充実	3	介護予防の充実
			4	生きがいづくりと社会参加の促進
			5	生活支援の充実
	3	子育て支援の充実	6	子どもの健康増進
			7	子どもの発達支援
			8	子育ての精神的負担の軽減
			9	子育ての経済的負担の軽減
	4	障害者福祉の充実	10	子育てと仕事の両立
			11	ノーマライゼーション社会の実現
			12	生活支援サービスの充実
	5	低所得者の自立支援	13	就労支援の充実
			14	社会参加の促進
	6	平和と人権の尊重	15	最低限度の生活の保障
			16	経済的自立の支援
			17	住宅困窮者の支援
	7	健康づくりの推進	18	人権意識の高揚
			19	相談・保護体制の強化
			20	男女共同参画の推進
			21	平和意識の高揚
	8	医療の充実	22	健康な心と体の維持・増進
			23	病気の早期発見
	9	消防防災対策の強化	24	地域医療の充実
			25	かかりつけ医制度の普及
			26	医療保険制度の健全な運営
			27	消防防災意識の高揚
	10	防犯対策の推進	28	消防防災体制の強化
			29	災害危険箇所対策の推進
			30	被害の早期回復
	11	交通安全対策の推進	31	防犯意識の高揚
			32	防犯体制と施設の充実
	12	道路の雪対策の推進	33	消費者保護対策の推進
			34	交通安全意識の高揚
	13	獣害対策の推進	35	交通安全施設の整備
			36	冬期間の通行の確保
			37	冬期間の安全運転の推進
			38	鳥獣が出没しにくい環境整備
	14	公共交通の利便性の向上	39	農林産物被害の軽減
			40	人的被害対策の推進
	15	道路網の整備	41	公共交通の確保
			42	公共交通の利便性の確保
16	まちなみの整備	43	道路の整備促進	
		44	道路の安全性と利便性の確保	
II 豊かな自然と共生するまち		45	まちなみ形成活動の推進	
		46	適正な土地利用の推進	

基本目標	施策		基本事業	
Ⅱ 豊かな自然と共生するまち	17	水道の整備	47	水道水の安定供給
			48	安全な水道水の供給
			49	水道事業の健全運営
	18	生活環境の保全	50	生活排水の適正処理
			51	公害防止対策の推進
	19	循環型社会づくりの推進	52	ごみの減量の推進
			53	ごみの資源化の推進
	20	自然環境の保全	54	保全活動の推進(まもる力)
			55	自然資源の活用(いかす力)
			56	環境教育の推進(ひろめる力)
Ⅲ 交流による魅力と活力にあふれるまち	21	観光の振興	57	観光PRの推進
			58	観光資源の有効活用と品質向上
			59	観光客満足度の向上
			60	国際観光の推進
	22	交流連携の推進	61	交流連携の強化
			62	交流連携機会の創出
	23	移住定住の促進	63	町の魅力と情報の発信
			64	移住定住環境の整備
Ⅳ 産業が育ち持続するまち	24	農林業の振興	65	ブランド化の推進
			66	生産基盤の整備
			67	農業経営者の育成
	25	商工業の振興	68	商業事業者の経営改善
			69	工業事業者の安定経営
Ⅴ 豊かな心と文化を育むまち	26	学校教育の充実	70	教育水準の向上
			71	教育内容の充実
			72	教育環境の充実
	27	生涯学習の推進	73	学習意欲の高揚
			74	学習機会の充実
			75	学習環境の整備
	28	生涯スポーツの推進	76	スポーツ意欲の高揚
			77	スポーツ機会の充実
			78	スポーツ環境の整備
	29	文化財の保存と活用	79	文化財の保存
80			文化財の活用	
Ⅵ 住民とともに歩む健全なまち	30	町民参画によるまちづくりの推進	81	まちづくりに対する意識の高揚
			82	まちづくりの環境整備
	31	財政の健全化	83	財源の確保
			84	効果的な予算執行
			85	計画的な財政運営
	32	効率的で効果的な行政運営の推進	86	人材の育成と確保
			87	効果的な組織運営
			88	事業効果の向上
			89	公の施設の有効活用

第2編 各論

- I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち
- II 豊かな自然と共生するまち
- III 交流による魅力と活力にあふれるまち
- IV 産業が育ち持続するまち
- V 豊かな心と文化を育むまち
- VI 住民とともに歩む健全なまち

ページの見方

基本目標 I 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち

施策 1 地域福祉の推進

基本構想に基づく基本目標です。

■ 現状と課題

- 少子化や核家族化、地域意識の希薄化などが進展することで、高齢者や障害者などを家族や地域社会で支える力が弱まると考えられます。
- 本町では、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員^{※1}、ボランティア団体、地域住民等が連携して地域福祉活動に取り組んでいますが、若年であるほど活動への参加率が低い傾向にあるため、地域で支え合う意識を高めるなど、人材の発掘と育成に努める必要があります。また、ボランティア団体の育成など、活動しやすい環境の整備が求められています。

施策の背景となる現状と課題を表しています。

施策名です。番号は、施策番号を表し、32施策までの連番となっています。

この施策が誰・何を対象としているか、意図は対象がどのような状態になることかを表します。この対象と意図で、この施策の目的を明らかにしています。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 地域で支え合う意識を高め、福祉活動を積極的に行う。

- 町民の福祉活動への理解と関心を高め人材を育成することも
- 地域住民やボランティア団体、社会福祉協議会や行政等ができる地域社会づくりを推進します。

この施策の目的を達成するための基本的な方向を表しています。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	地域で支え合う福祉活動を行っている町民の割合			、地域で支え
B	ボランティア活動参加者数	891人	1,000人	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターで取りまとめた、ボランティア活動保険への年間加入者数
C	民生委員・児童委員の相談支援件数	986件	1,950件	民生委員・児童委員が行った相談・支援等の件数

施策の目的(意図)の達成度(成果)について、どの程度を目指すのかを指標で表しています。

専門用語など、解説が必要な用語には、脚注をつけています。

1 民生委員・児童委員…それぞれの地域において、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、地域住民の福祉向上のために様々な福祉活動を行う奉仕者
2 NPO…Non Profit Organizationの略で、非営利組織を表す。民間、一般市民によって自主的に構成された、政府・行政・企業とは一線を画する営利を目的としない組織で、特に特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき設立された組織を「NPO法人」という。

■ 基本事業と取り組み方針

施策 1 地域福祉の推進

基本事業名です。基本事業は、この施策の目的を達成するための主な課題です。

(1) 地域で支え合う意識の高揚

【対象】 町民 【意図】 地域で支え合う意識を高める。

保育・幼児教育、小学校教育、社会教育の中で、特に福祉教育を推進するとともに、広報活動やイベントなどあらゆる学習機会を通じて、地域で支え合う意識を醸成する。また、ボランティアの体験教室や養成講座、研修会や

この基本事業が誰・何を対象とし、対象をどのような状態に変えたいのか(意図)を表します。

(2) 地域福祉の推進

【対象】 町民 【意図】 地域福祉活動を積極的に行える。

地域福祉活動の中核である社会福祉協議会との連携を図り、地域福祉を支えるボランティア団体やNPO等法人などの組織を育成し、活動を支援します。また、民生委員・児童委員など、地域福祉を推進するにあたってリーダーとなる人材の確保・育成に取り組みます。

基本事業の取り組み方針を表します。この方針に基づき事務事業を展開していきます。

■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

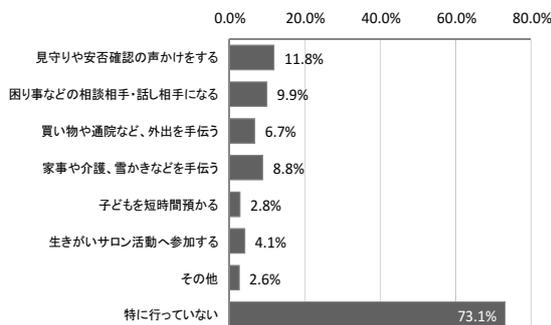
- 近所で声をかけあい、地域で支え合いながら生活する。
- 福祉への関心を高め、ボランティア活動に積極的に参加する。

目的を達成するために、町民、事業所、地域、団体などが担う役割を表しています。

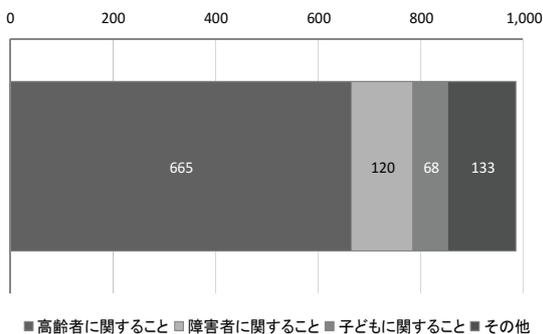
行政の役割

- ボランティア団体の育成や情報提供など、住民が地域福祉に参加できる体制づくりを推進する。
- 福祉教育の充実や福祉イベントの充実など、地域福祉を支える人づくりに努める。

目的を達成するために、行政(町、県、国)が担う役割を表しています。



▲ 地域で支え合う福祉活動の実施状況(平成24年4月)
資料:町民アンケート



▲ 民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数(平成23年度)

参考として、この施策の状態を表す表やグラフを掲載している場合があります。

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 1 地域福祉の推進

■ 現状と課題

- 少子化や核家族化、地域意識の希薄化などが進展することで、高齢者や障害者などを家族や地域社会で支える力が弱まりつつあります。一方で、高齢化の進展により地域で支え合う活動の必要性がより高まってくると考えられます。
- 本町では、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員^{※1}、ボランティア団体、地域住民等が連携して地域福祉活動に取り組んでいますが、若年であるほど活動への参加率が低い傾向にあるため、地域で支え合う意識を高めるなど、人材の発掘と育成に努める必要があります。また、ボランティア団体の育成など、活動しやすい環境の整備が求められています。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 地域で支え合う意識を高め、福祉活動を積極的に行う。

- 町民の福祉活動への理解と関心を高め人材を育成するとともに、ボランティア団体等の育成を推進します。
- 地域住民やボランティア団体、社会福祉協議会や行政等が連携し、地域において支え合い共に暮らすことができる地域社会づくりを推進します。

	成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	地域で支え合う福祉活動を行っている町民の割合	26.9%	30.0%	町民アンケートにおいて、地域で支え合う福祉活動を行っていると感じた人の割合
B	ボランティア活動参加者数	891人	1,000人	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターで取りまとめた、ボランティア活動保険への年間加入者数
C	民生委員・児童委員の相談支援件数	986件	1,950件	民生委員・児童委員が行った相談・支援等の延件数

1 民生委員・児童委員…それぞれの地域において、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、地域住民の福祉向上のために様々な福祉活動を行う奉仕者

2 NPO…Non Profit Organizationの略で、非営利組織を表す。民間、一般市民によって自主的に構成された、政府・行政・企業とは一線を画する営利を目的としない組織で、特に特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき設立された組織を「NPO法人」という。

基本事業と取り組み方針

施策 1 地域福祉の推進

(1) 地域で支え合う意識の高揚

【対象】町民 【意図】地域で支え合う意識を高める。

保育・幼児教育や学校教育、社会教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、広報活動やイベントなどあらゆる学習・体験機会を通じて、福祉教育の充実に努めます。また、ボランティアの体験教室や養成講座、研修会や交流会の充実により、人材確保と養成に努めます。

(2) 地域福祉体制の構築

【対象】町民 【意図】地域福祉活動を積極的に行える。

地域福祉活動の中核である社会福祉協議会との連携を図り、地域福祉を支えるボランティア団体やNPO^{※2}法人などの組織を育成し、活動を支援します。また、民生委員・児童委員など、地域福祉を推進するにあたってリーダーとなる人材の確保・育成に取り組みます。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

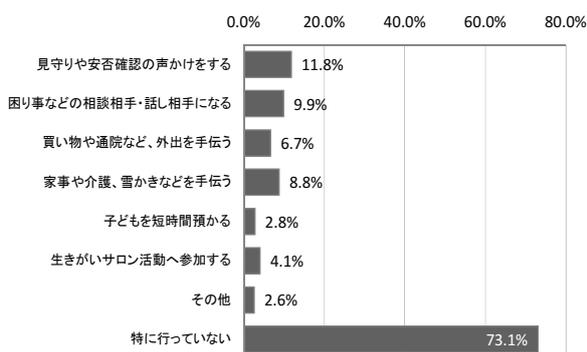
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

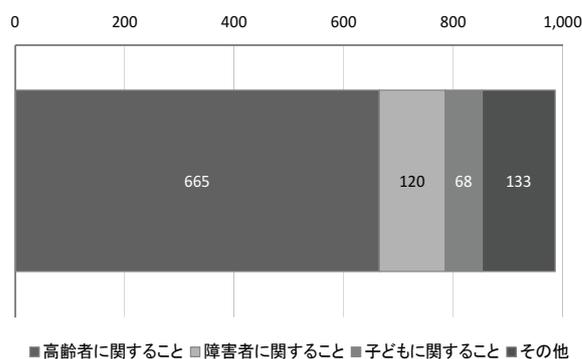
- 近所で声をかけあい、地域で支え合いながら生活する。
- 福祉への関心を高め、ボランティア活動に積極的に参加する。

行政の役割

- ボランティア団体の育成や情報の提供など、住民が地域福祉に参加できる体制づくりを推進する。
- 福祉教育の充実や福祉イベントの充実など、地域福祉を支える人づくりに努める。



▲ 地域で支え合う福祉活動の実施状況(平成24年4月)
資料:町民アンケート



▲ 民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数(平成23年度)

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 2 高齢者福祉の充実

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町高齢者保健福祉計画

■ 現状と課題

- 本町の高齢化率は年々上昇し、平成23年度末には31.8%に達しています。また、高齢者のみの世帯数も増加しており、今後、日常生活を送る上で何らかの支援や介護を必要とする高齢者の増加が予想されます。
- 高齢者ができる限り住みなれた地域や家庭で生活し続けられるよう、介護予防活動を効果的に推進するとともに、介護サービスの充実や地域ぐるみの支援活動が求められます。
- 今後、団塊の世代^{*1}が高齢期を迎え、元気で意欲のある高齢者の増加が予想されることから、就労や社会参加、健康づくりなどのさまざまな活動の場や機会の拡大・充実に努め、活力ある社会を築いていく必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 町内の高齢者

意図 生きがいを持って、元気に暮らす。

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができる環境の整備を推進します。
- 要介護状態^{*2}とならずに、あるいは要介護状態となっても重度化を防ぐことで生きがいを持ち、いきいきと暮らすことができる環境づくりを推進します。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 生きがいを感じている高齢者の割合	81.9%	88.0%	町民アンケートにおいて、日常生活で生きがいを「感じている」、「どちらかといえば感じている」と回答した高齢者の割合
B 65歳平均自立期間	男性 17.45年 女性 20.33年	18.23年 20.93年	65歳の人がどのくらいの期間、病気や他人の介助等がなく、活動的に生きることができるかの平均年数
C 要介護認定率	19.1%	19.6%	65歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人の割合
D 老人クラブ数、会員数	クラブ数 41箇所 会員数 2,544人	39箇所 2,660人	行政区等に設置されている老人クラブの数と会員数
E 生きがいサロン数	23箇所	52箇所	行政区等に設置されている生きがいサロンの数
F 見守り支援員数	205人	235人	みなかみ町高齢者等支援ネットワーク事業実施要綱第5条に規定される見守り支援員の登録者数

1 団塊の世代…作家・堀屋太一氏の著書から生まれた言葉で、昭和22年から24年の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代をいう。
2 要介護状態…身体または精神上の障害により入浴・排泄・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とし、要介護認定の要介護1から5のいずれかに該当する状態

基本事業と取り組み方針

施策 2 高齢者福祉の充実

(1) 介護予防の充実

【対象】 町内の高齢者 【意図】 心とからだの能力や機能を維持・向上させる。

介護を必要とする状態とならないための医療、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを推進し、普及啓発や地域支援事業を中心とした様々な事業に取り組み、高齢者に予防の大切さについて自覚を促すとともに、介護予防事業の推進を図ります。

(2) 生きがいくくりと社会参加の促進

【対象】 町内の高齢者 【意図】 活動的で生きがいのある生活や人生を送る。

少子高齢化、核家族化に伴う一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、閉じこもりや交流の希釈化が懸念されることから、生涯学習及び地域社会活動や世代間交流への参加など、自らの向上心や閉じこもり防止を積極的に促し、生きがいのための社会参加プログラムの整備を図ります。

(3) 生活支援の充実

【対象】 町内の高齢者 【意図】 住み慣れた地域で安全に安心して暮らす。

地域で暮らす一人暮らし高齢者、高齢者世帯、また支援を必要とする者がいる世帯、社会的弱者を抱える世帯等を、地域全体で見守りを行い、問題の早期発見につなげ、関係機関との連携を図って適切な対応ができるように見守り体制の整備を図ります。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

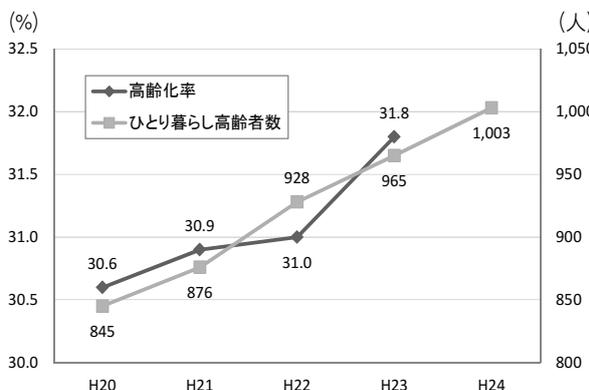
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

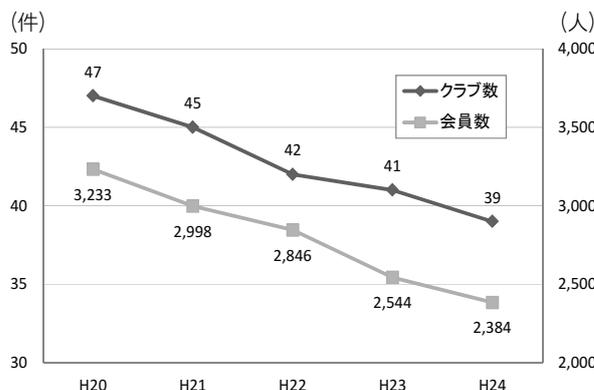
- いつまでも地域で自立して暮らすことをめざす。
- 生涯学習や世代間交流など様々な社会活動に参加する。
- 介護保険制度への理解を深め、保険料を納付する。
- 声かけや見守り等が必要な高齢者を支援する地域活動に参加する。

行政の役割

- 高齢者が安心・安全な生活を送れるよう必要な生活環境を充実させる。
- 生きがいを見出すための生涯学習や世代間交流などの機会を提供する。
- 介護保険制度を健全に運営し、介護予防に関する取り組みを推進する。



▲ 高齢化率(各年度末)、ひとり暮らし高齢者数(各年6月1日)の推移



▲ 老人クラブ数、会員数の推移

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 3 子育て支援の充実

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町次世代育成支援計画、みなかみ町子育て支援条例

■ 現状と課題

- 本町の出生数は年々減少傾向にあり、平成23年には104人まで減少しています。これに伴って、子どもの数も急激に減少しており、地域での子ども同士の交流の機会の減少などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。
- また、少子化や核家族化の進展は子育ての孤立化を招き、育児不安やストレスを抱える親が増加することが予測されます。
- 一方で、核家族化の進展や女性の就労等社会進出の拡大、さらには就労形態の多様化などにより、子育て環境は大きく変化してきており、多様な保育サービスの充実が求められています。
- 本町ではこれまでも、次世代育成支援計画に基づき、保育サービスの充実や子育て家庭の負担軽減などを充実させてきましたが、地域社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する必要があります。

■ 目的と基本方針

対象	①町内の子ども ②保護者、子どもを授かるようとする夫婦	意図	①心身ともに健やかに育つ。 ②安心して子どもを産み、育てられる。
-----------	--------------------------------	-----------	-------------------------------------

- 幼児期の子どもたちの健全な育成を推進します。
- 子育てを支援する体制やサービスの充実により子育てが社会全体で支えられ、子育てしやすい環境づくりを推進します。
- 幼保施設を整備するとともに保育サービスを充実させるなど、子育てと仕事の両立できる体制を構築します。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 自分の子どもが心身ともに健やかに育っていると感じる保護者の割合	88.1%	90.0%	町民アンケートにおいて、自分の子どもが心身ともに健やかに育っていると「感じている」、「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
B 定期健診受診率	1歳6か月児 94.1% 3歳児 98.3%	96.3% 93.8%	母子保健法第12条で、その実施が義務付けられている1歳6か月児と3歳児の定期健診受診率
C 子育て支援団体数、会員数	団体数 2団体 会員数 34人	5団体 70人	町内で活動する子育て支援団体数とその会員数
D 第1希望の保育所に入所できなかった乳幼児数	8人	0人	定員超過等の理由により、第1希望の保育所に入所できなかった乳幼児数
E 出生数 合計特殊出生率	104人 1.27	80人 1.48	1年間に生まれた子供の人数(暦年) 1人の女性が一生に産む子供の平均数

- 1 一時保育…保育所に入所していない児童で、保護者の都合(仕事や病気、看護など)で一時的に保育所での保育が必要になった場合に預かる制度
- 2 ファミリー・サポート・センター…育児の援助をしてほしい人と育児の援助を提供したい人とが相互援助活動を行う会員組織

■ 基本事業と取り組み方針

施策 3 子育て支援の充実

	<p>(1) 子どもの健康増進</p> <p>【対象】 町内の子ども 【意図】 健康に育つ。</p> <p>広報などの各種媒体を活用して乳幼児健診や定期予防接種の必要性を周知するとともに、未受診者へは再通知を行うなど、健診や予防接種の受診を徹底し、子どもたちの健康の増進を図ります。また、食育を推進し、健全な食生活の実践に努めます。</p>
	<p>(2) 子どもの発達支援</p> <p>【対象】 町内の子ども 【意図】 社会性が育つ。</p> <p>身の回りのことや運動・言葉・社会性などについて特に配慮した援助が必要な子どもに対し、遊びを中心とした集団活動を通して社会性を育む療育支援を充実させます。また、地域における子育て支援体制の充実に努め、地域住民と子どもたちが触れ合うことで、社会性が育まれる機会の提供に努めます。</p>
	<p>(3) 子育ての精神的負担の軽減</p> <p>【対象】 保護者、子どもを授かるようとする夫婦 【意図】 子育ての精神的な負担が軽減される。</p> <p>子育て支援拠点の整備・充実や子育て支援団体を育成を推進することで、育児に対する悩み相談や子育て中の親子の交流・情報交換などの幅広い機会を提供します。また、育児相談等の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り児童虐待の予防に努めます。</p>
	<p>(4) 子育ての経済的負担の軽減</p> <p>【対象】 保護者、子どもを授かるようとする夫婦 【意図】 子育ての経済的な負担が軽減される。</p> <p>児童手当などの各種手当の給付や医療費の助成など、子どもの教育や医療、妊娠や出産等に係る費用負担の軽減を図ります。また、保育所や幼稚園の保育料の軽減や住宅建築の補助など、子育て世代の経済的支援を行います。</p>
	<p>(5) 子育てと仕事の両立</p> <p>【対象】 保護者、子どもを授かるようとする夫婦 【意図】 子育てと仕事を両立できる。</p> <p>月夜野地区での幼保施設の整備を推進し、子どもを安心して預けられる環境を整備します。また、保護者のニーズに応じてサービスを選択できるように、延長保育や一時保育^{*1}、ファミリー・サポート・センター^{*2}などの保育サービスの充実を図り、仕事と家庭の両立を支援します。</p>

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てについての不安解消、情報交換、ストレス解消等ができる仲間づくりを積極的に進める。 ● 基本的な生活習慣や規範を身につけさせたり、定期健診や予防接種などを受けさせるなど、親としての責任・義務を認識して子育てに取り組む。 ● 子どもたちに声をかけたり、子どもを育成する活動に参加したり、子どもを見守る活動に協力するなど、地域で子育て支援に関わる。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期健診や予防接種など健康増進を実施する。 ● 地域社会が子育てをあたたく見守る体制の基礎をつくる。 ● 保護者への経済的な支援を行う。 ● 子育てと仕事の両立を支援する。 ● 悩みごと相談など、すべての親がゆとりを持ち、安心して子育てできる環境をつくる。

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 4 障害者福祉の充実

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町障害者計画、みなかみ町障害福祉計画

■ 現状と課題

- 本町の障害者数は、高齢化の進展と相まって増加傾向にあり、障害の程度も重度化が進んでいます。
- 本町ではこれまで、障害のある人の地域生活を支えるため、「障害者自立支援法」に基づき、介護給付や訓練等給付、地域生活支援事業などの障害福祉サービスを提供しています。今後も、障害のある人が住み慣れた地域において個々のニーズにあった生活ができるよう地域生活の基盤整備を進めるとともに、新たな「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスを提供する必要があります。
- 障害のある人が生き生きと心豊かに日常生活を営み、社会活動を行うにあたり、これらを困難にするような住環境と、人の心や意識の障壁（バリア）が取り除かれるような環境づくりが求められています。

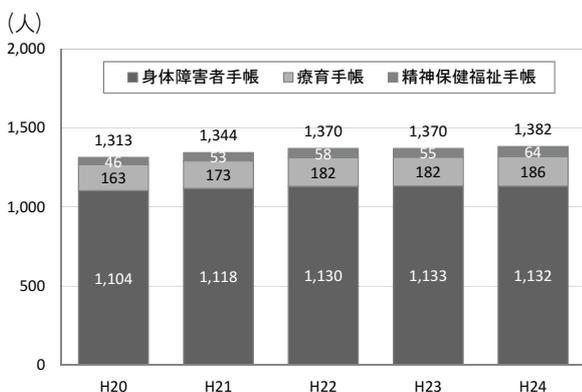
■ 目的と基本方針

対象 障害のある人

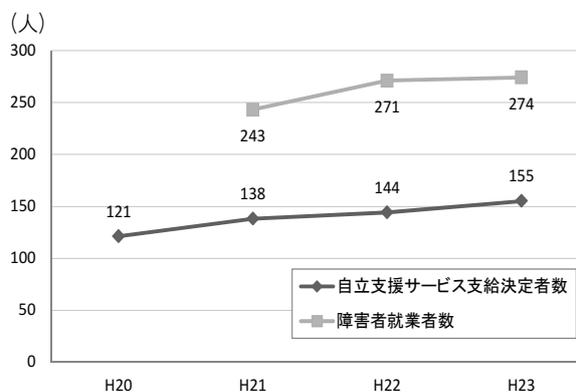
意図 自分らしく自立し、誇りを持って暮らす。

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる地域社会をめざします。
- 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことのできる地域社会をめざします。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 自立支援サービス支給決定者数	155人	259人	障害者自立支援法(障害者総合支援法)に基づく自立支援サービスの支給を受けた障害者の延べ人数
B 障害者就業者数	274人	305人	ハローワーク沼田(沼田公共職業安定所)に登録されている障害者のうち、就業中の人数(利根沼田地域内)



▲ 障害者数(各年4月1日)の推移



▲ 自立支援サービス支給決定者数、利根沼田地域内の障害者就業者数(各年度末)の推移

■ 基本事業と取り組み方針

施策 4 障害者福祉の充実

(1) ノーマライゼーション^{※1}社会の実現

【対象】 障害のある人 【意図】 一人ひとりの人格や個性が尊重される。

学校や地域での福祉教育を推進するなど、障害に関する知識や諸問題について啓発を行い、障害や障害のある人に対する町民の理解の促進を図ります。また、障害のある人や保護者、介護者等からの相談、虐待や権利擁護などに適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 生活支援サービスの充実

【対象】 障害のある人 【意図】 利用者本位の生活支援サービスを受けられる。

障害のある人が住み慣れた地域において個々のニーズにあった生活ができるよう、居宅生活を支援するサービスや日中活動の場、住まいの場などを提供する介護給付や訓練等給付、自立支援医療、地域生活支援事業など生活支援サービスの充実に努め、障害のある人の地域生活を支援します。

(3) 就労支援の充実

【対象】 18歳以上で障害のある人 【意図】 就労できる。

ハローワークなどの関係機関との連携による就労支援体制の整備や、地域活動支援センター^{※2}(福祉作業所)での就労支援の充実など、障害のある人の個々の状況に応じた就業支援を図るとともに、企業の障害者雇用の促進を図ります。

(4) 社会参加の促進

【対象】 障害のある人 【意図】 多様な活動に参加し、充実した生活ができる。

障害者団体などによる自主的な活動への支援や地域住民との交流の機会の充実に努め、障害のある人が社会に参加する機会の拡充に努めます。また、障害のある人が利用しやすい施設の整備や移動支援事業の充実などを推進します。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<p><町民></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害及び障害者への認識と理解に努め、障害のある人が社会参加しやすい環境づくりに取り組む。 ● 障害者支援に係る技術(手話、点字、車いすの押し方等)を習得する。 <p><障害のある人></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就労意欲をもつ。 ● 積極的に社会参加する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができる地域社会の確立を促進する。 ● 就労する機会をつくるなどの社会参加を促す。 ● 障害のある人に対する理解を深めるよう周知する。 ● 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁(バリア)を軽減させる。

1 ノーマライゼーション…障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(あたりまえ)であるという考え方

2 地域活動支援センター…障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 5 低所得者の自立支援

【個別計画・関連条例等】 町営住宅長寿命化計画

■ 現状と課題

- 町内で生活保護を受給している世帯の割合は、県や全国の平均値よりも低い水準にありますが、今後、高齢化の進展や長引く不況の影響により増加することが予測されます。このため、町内に居住するすべての困窮者に対し、困窮の程度に応じた保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を促す必要があります。
- 自力では住宅確保が困難な方などが良好な生活環境を確保できるよう、住宅セーフティネット^{※1}を構築する必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 低所得者

意図 ①最低限度の生活を営む。
②経済的に自立する。

- 生活保護を必要とする世帯の実態を的確に把握しながら、生活保護制度を適正に運営することで、最低限度の生活を保障します。
- ハローワークや行政等関係機関が連携することで低所得者の就業を促進し、自立安定した生活が送れるようにします。
- 廉価な住宅を安定的に供給し、住宅に困窮する低所得者の住宅を確保します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	生活保護率	3.5%	3.5%	人口千人あたりの生活保護受給者数の割合
B	生活保護から経済的に自立した世帯数	6世帯	3世帯	生活保護を「働きによる収入の増加・取得」、「社会保障給付金の増加」の理由により廃止した世帯数
C	被保護世帯数、人員数	世帯数 70世帯 人員数 75人	63世帯 68人	生活保護を受給している世帯及び人員の数

1 住宅セーフティネット…住宅市場の中で自力では住宅を確保する事が困難な人々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるような仕組み

基本事業と取り組み方針

施策 5 低所得者の自立支援

(1) 最低限度の生活の保障

【対象】 最低生活費をまかなえない人 【意図】 最低限度の生活が保障される。

すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、生活保護を必要とする世帯の実態を的確に把握しながら、県福祉事務所の保護決定に協力し、生活保護制度の適正な運用に努めます。

(2) 経済的自立の支援

【対象】 最低生活費をまかなえない人 【意図】 経済的に自立する。

県福祉事務所やハローワークなどの関係機関と連携して相談や情報提供体制の充実を図り、生活意欲の向上と社会参加への促進に努めます。また、被保護者や低所得者の就業を促進し、経済的に自立安定した生活を送れるよう支援します。

(3) 住宅困窮者の支援

【対象】 住宅に困窮している低所得者 【意図】 住宅を確保できる。

老朽化の著しい町営住宅について、雨漏りを防ぐための屋上防水や外壁の改修、給水管の交換などを計画的に推進し、長寿命化を図ります。また、町営住宅を適正に管理・運営することで、住宅に困窮する低所得者に安全な住宅を安定して供給します。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

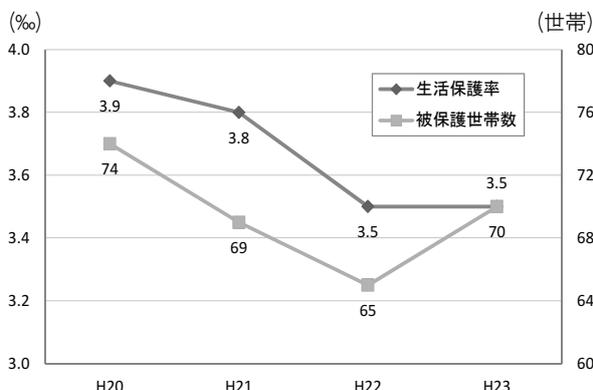
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

- 相談の機会や支援制度を活用し、助言によって生活の安定をめざすなど、生活保護にならないようできる限りの努力をする。
- 生活保護から早期に自立できるよう努力する。

行政の役割

- 生活保護制度や公営住宅を適正に運用する。
- 被保護者や低所得者の生活自立を支援する。



▲ 生活保護率、被保護世帯数(各年度末)の推移

■ 町営住宅の概況(平成25年3月末)

区分	名称	所在地	棟数	戸数
公営住宅	矢瀬団地	下牧1403-1	3	48
	第2矢瀬団地	下牧1152-2	1	12
	第3矢瀬団地	下牧1382-4	3	48
	上河原団地	後閑666, 684-2	3	28
	上牧団地	上牧1974	3	36
	高日向住宅	高日向448-1	6	144
	大穴住宅	大穴53	2	48
	鹿野沢住宅	鹿野沢637	4	96
	藤原住宅	藤原2339	1	16
	柳田団地	高日向303-1	13	13
	上布施団地	布施362-1	3	28
公営住宅計			42	517
特定公共賃貸住宅	柳田団地	高日向303-1	4	4
合計			46	521

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 6 平和と人権の尊重

【個別計画・関連条例等】核兵器廃絶平和の町宣言

■現状と課題

- すべての町民が互いの違いを認め合い、一人ひとりがあらゆる生活の場面で個性と能力を発揮できる社会を築いていく必要があります。とりわけ、配偶者や子ども、高齢者に対する暴行や虐待は年々深刻化しており、さらに、インターネットを利用した人権侵害など、新たな人権問題が顕在化してきていることから、その対応が求められています。
- 本町の審議会や委員会等への女性の登用率は県や全国の平均を下回っており、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にとらわれずあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会^{※1}の実現が求められています。
- 本町では、真の恒久平和の実現に向けて、平成18年9月に「核兵器廃絶平和の町宣言」を宣言しました。

■目的と基本方針

対象 町民

意図 平和や人権への意識を高め、
お互いを尊重する。

- 町民の人権に対する意識を高めるとともに、相談・保護体制を強化することで、人権侵害の軽減を図ります。
- 男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にとらわれずあらゆる分野において個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。
- 核兵器廃絶平和の町として、町民の平和に対する意識を高めるとともに、核兵器の廃絶と真の恒久平和の実現に向けたメッセージを発信していきます。

	成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	過去1年間に、人権侵害を受けた町民の割合	5.5%	5.0%	町民アンケートにおいて、過去1年間に、差別や虐待、名誉毀損などの人権侵害を受けたことがあると回答した人の割合
B	審議会・委員会等における女性登用率	9.0%	18.0%	地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び第180条の5に基づく委員会等における女性比率
C	全ての核兵器を速やかに廃絶すべきだと感じている町民の割合	90.1%	95.0%	町民アンケートにおいて、全ての核兵器を速やかに廃絶すべきであると「感じている」、「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
D	人権に関する相談件数	22件	24件	町民が人権に関して「心配ごと相談所」に相談した件数及び、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待として相談した件数

1 男女共同参画社会…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定された。

基本事業と取り組み方針

施策 6 平和と人権の尊重

(1) 人権意識の高揚

【対象】町民 【意図】人権についての正しい理解と認識を深め、意識を高める。

さまざまな人権課題についての理解・認識を深め、町民の人権意識を高めるため、講演会や広報媒体を活用した啓発活動などに取り組みます。また、家庭、地域、学校、企業等あらゆる場を通じての人権教育に取り組みます。

(2) 相談・保護体制の強化

【対象】人権侵害を受けた人 【意図】人権に関するトラブルや悩みを解決できる。

高齢者や障害者、児童等に対する虐待防止のため、予防・早期発見・早期対応を推進します。また、女性からのあらゆる相談に対応するため、相談機能の充実・強化、相談員の資質向上に努めるとともに、配偶者からの暴力被害女性が安心して過ごせる保護体制を強化し、自立を支援していきます。

(3) 男女共同参画の推進

【対象】町民 【意図】性別にとらわれず、あらゆる分野で活躍できる。

学校、家庭、地域において、男女共同参画社会に対する理解を促すための教育や学習機会の充実を図り、男女共同参画意識の醸成に取り組みます。また、行政への女性の参画を促進するとともに、あらゆる分野における女性の参画の割合を拡大するため、女性が社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

(4) 平和意識の高揚

【対象】町民 【意図】平和への意識を高める。

核兵器廃絶平和の町として、戦没者追悼式・平和式典や学校教育などの場において町民の平和に対する意識を高めるとともに、核兵器の廃絶と真の恒久平和の実現に向けたメッセージを発信していきます。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 平和や人権に関する意識を高め、お互いを思いやる。 ● 性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 平和や人権に関する正しい知識を、学校や生涯学習の場において教育・啓発する。 ● 性別にかかわらず、社会活動に参画しやすい環境をつくる。 ● 児童や高齢者、障害者など虐待の実態を把握し対策を講じる。

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 7 健康づくりの推進

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町食育推進計画

■ 現状と課題

- 本町では、生活習慣病^{*1}やがんの予防・早期発見・早期治療の観点から、特定健診や各種がん検診を実施するとともに、保健師や栄養士による相談支援を行っています。ほとんどの健(検)診で受診率は県や全国の平均値を上回っていますが、年々減少傾向にあるため、「自分の健康は自分で守る」という意識を高めたり、受診しやすい体制を構築する必要があります。
- 健康診査の結果では、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)^{*2}などで指導や医療機関受診が必要な人が年々増加傾向にあるため、適度な運動やバランスのとれた食生活などの健康的な生活習慣を確立させる必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 健やかにいきいきと暮らす。

- 町民一人ひとりが健康で暮らす生活習慣を身につけられるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識を持って自らが行う健康づくりを推進します。
- 特定健診やがん検診の受診率向上に取り組み、町民の病気の早期発見を推進します。

	成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	日常的に、健康づくりに取り組んでいる町民の割合	81.1%	85.0%	町民アンケートにおいて、意識的に健康づくりに取り組んでいると回答した人の割合
B	がんの75歳未満年齢調整死亡率	全体 73.3 男性 97.5 女性 50.1	67.6 88.0 47.6	年齢構成の差を取り除いて調整を行った、人口10万人あたりのがんによる死亡率
C	特定健康診査受診率	35.7%	50.0%	40歳から75歳未満の国保加入者の特定健康診査対象者に占める受信者の割合
D	がん検診受診率	胃がん 16.2% 大腸がん 29.2% 子宮がん 28.9%	18.0% 30.0% 30.0%	がん検診対象者に占める受診者の割合
E	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	22.5%	22.5%	特定健康診査を受けた人のうち、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)または予備軍と診断された人の割合

- 1 生活習慣病…食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の積みかさねによって引き起こされる病気の総称で、がん、脳血管疾患、心臓病などが指摘されており、日本人の3大死因ともなっている。
- 2 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)…肥満・高血糖・脂質異常・高血圧の危険因子が重なった状態。複合することによって糖尿病・心筋梗塞(こうそく)・脳卒中などの発症リスクが高まる。
- 3 食育…食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

■ 基本事業と取り組み方針

施策 7 健康づくりの推進

(1) 健康な心と体の維持・増進

【対象】 町民 【意図】 病気にならない生活習慣を身に付け、病気になりにくい状態になる。

生活習慣の改善や生活習慣病予防などの環境整備や普及啓発を進め、町民が自主的に心と体の健康づくりに取り組めるよう、健康教育や健康相談の充実を図ります。また、食を考える習慣を身につけ、心身ともに健全な食生活を送るため、ライフステージに応じた食育^{※9}を推進します。

(2) 病気の早期発見

【対象】 町民 【意図】 病気を早期発見・治療し、重症化させない。

健康診査や各種がん検診などの受診率の向上に向け、健(検)診に対する意識の啓発や未受診者への受診勧奨を推進するとともに、受診しやすい体制の構築に努めます。また、受診後のフォローを充実させるなど、関係機関と連携し早期治療を促すことで、病気を重症化させない取り組みを推進します。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

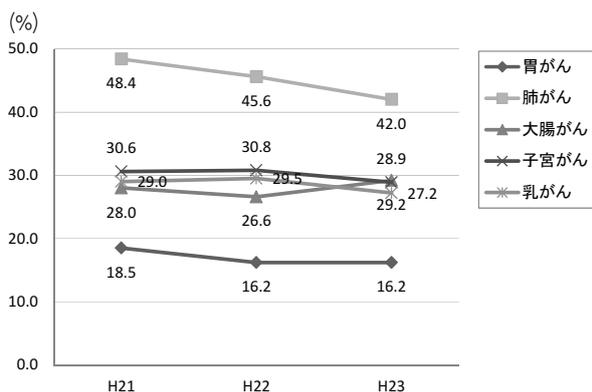
■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

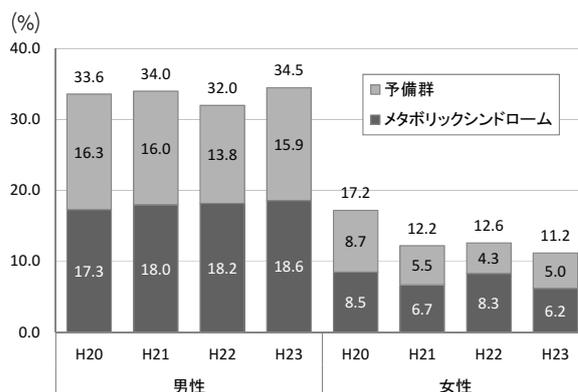
- 健全で規則的な生活習慣及び食生活を身につけ、適度な運動を継続する。
- 主体的に健康教室等に参加し、予防接種および健(検)診を受け、疾病の予防や早期発見に努める。
- 健康づくりに関する仲間づくりにつとめ、積極的に参加する。

行政の役割

- 健康相談、健康教育などの保健指導により正しい健康情報の提供を行う。
- 疾病の予防及び早期発見のため、予防接種や健(検)診を行う。
- 自主的な組織の育成や活動場所の提供など、身近で手軽に健康づくりができる環境を整備する。



▲ がん検診受診率の推移



▲ メタボリックシンドローム該当者、予備群者の割合の推移

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 8 医療の充実

現状と課題

- 本町には、病院2箇所、一般診療所8箇所、歯科診療所6箇所の医療施設があります。施設数としては充実していますが、容易に医療機関を利用することができない地区も存在するため、広域圏として巡回診療車を配備し、医療体制を確保しています。2次医療圏^{※1}内においても、医師の撤退が相次ぎ、医師不足が深刻化しています。また、全国的に不足している産科や小児科の専門医は町内に存在せず、近隣の市の医療機関で受診している状況です。
- 救急医療体制については、利根沼田広域消防体制による搬送体制が確保されていますが、町民の高齢化や疾病の複雑化・多様化等により、救急医療の需要が高まってくると考えられるため、より一層の救急医療体制の充実、医療関係機関の連携の強化が必要になっています。
- 国民健康保険や後期高齢者医療制度では、加入者の高齢化による受診頻度の増加や医療技術の進歩による医療費の増加が予想されます。これらの医療保険制度を健全に運営するためにも、保険料の確保と医療費の抑制や適正化が求められます。

目的と基本方針

対象 町民

意図 適切な医療を受けられる。

- 地域で適切な医療を受けられるよう医師・看護師の確保と救急医療体制の充実を推進します。
- 誰もが安心して医療保険制度を利用できるよう、国民健康保険及び後期高齢者医療保険を健全に運営します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	医師数	2次医療圏内 134人 1次医療圏内 14人 (平成22年度)	134人 14人 (平成28年度)	2次医療圏内(利根沼田地域内)及び1次医療圏内(町内)の医師数
B	医療施設数	病院 2件 一般診療所 8件	2件 8件	町内の病院及び一般診療所数
C	かかりつけ医をもっている町民の割合	72.7%	80.0%	町民アンケートにおいて、日常的な診療や健康管理などを行ってくれる身近な「かかりつけ医」がいると回答した人の割合

1 医療圏…病床の整備を図るために都道府県が定める地域区分で、段階に応じて第1～3次まで設定されている。1次医療圏は日常的な医療が提供される区域で、市町村が単位。2次医療圏は、比較的専門性がある入院を含む医療の提供が求められる区域で、県内は10地域に分かれている。最先端医療の確保が図られる3次医療圏は原則、都道府県が単位

2 かかりつけ医…特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。

基本事業と取り組み方針

施策 8 医療の充実

(1) 地域医療の充実

【対象】 必要な時に適切な医療を受けられない人 【意図】 地域で適切な医療を受けられる。

県や広域圏、各医療機関との連携を強化し、医師及び看護師の確保と医療施設の維持に努めます。また、救急医療の適切な利用を推進するとともに、広域消防や医師会との連携により、2次医療圏における休日、救急医療体制の充実に努めます。

(2) かかりつけ医^{※2}制度の普及

【対象】 町民 【意図】 かかりつけ医をもつ。

日常的な診療や健康管理等を行ってくれる身近な「かかりつけ医」を持つよう啓発するとともに、病院・診療所などの医療機関の機能分担や連携を図ります。

(3) 医療保険制度の健全な運営

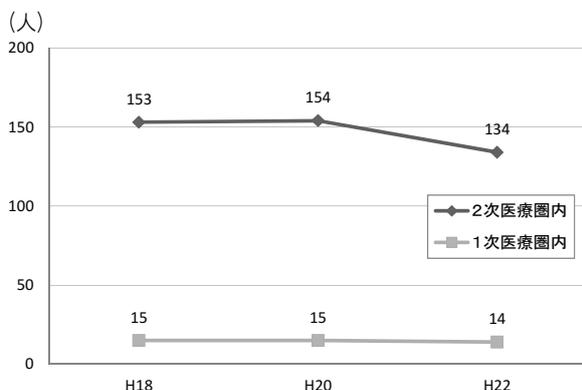
【対象】 町民 【意図】 医療保険制度を利用できる。

レセプト点検による診療報酬の是正や、医療費通知・広報活動などによる医療費に対する意識の啓発を図ることにより、保険医療費の適正化に努めます。また、保険税未納者への対策を推進し、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の健全な運営を図ります。

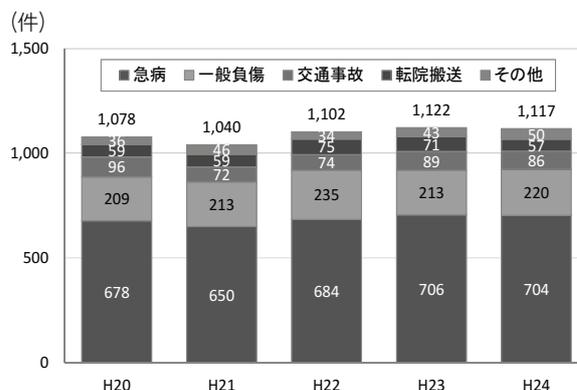
I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医をもつ。 ● 保険制度の運営に必要な保険料(税)を納付する。 ● 医療を適正に利用する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師等の確保、救急医療体制、施設整備、医療技術の推進など地域医療体制を充実させる。 ● 町民へ救急技術や上手な医療機関のかかり方などを普及する。 ● 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度を健全に運営する。



▲ 医師数(各年10月1日)の推移



▲ 救急出動件数(暦年)の推移

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 9 消防防災対策の強化

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町地域防災計画、みなかみ町国民保護計画、
みなかみ町災害時要援護者避難支援計画、みなかみ町耐震改修促進計画

■ 現状と課題

- 本町は、面積の大部分を山林原野が占める山間地となっており、土砂災害の危険箇所が多数存在します。また、町の中央を流れる利根川や赤谷川の流域に集落が形成されており、近年増加している異常気象や局地的な集中豪雨(ゲリラ豪雨)による自然災害の発生が懸念されるため、治山対策や治水・土砂災害対策を推進する必要があります。
- 災害発生時に迅速かつ的確に情報伝達や避難誘導、復旧活動が行える体制を整備する必要がありますが、緊急時の情報提供手段については、月夜野地区及び新治地区がそれぞれの防災行政無線、水上地区ではオプトーク通信^{※1}と、3地区3様の方式となっているため、町内全域に統一して情報を伝達できる手段を早期に整備する必要があります。加えて、住民の避難誘導や負傷者の救出・救護など地域ぐるみで行う初期活動が重要な役割を果たすため、全地区において早期に自主防災組織^{※2}を立ち上げるとともに、町民の防災意識の高揚を図る必要があります。
- 火災については、発生件数が県や全国の平均値より多い状況にあり、不注意による火災が大半を占めることから、住民の防火意識を高めるとともに、火災警報器を設置するなどの備えを十分に行い、被害を最小限に食い止める必要があります。また、地域に密着した活動を行う消防団については、若手団員の確保や施設の整備、装備の充実により消防力の維持強化が求められます。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 生命・財産が災害から守られる。

- 新たな情報伝達手段を整備するなど、災害情報を町内全域にくまなく迅速に提供できる体制を構築します。
- 災害時に地域の住民自らが生命や財産の安全を確保し、被害の軽減を図れるよう、防災意識の高揚や自主防災組織の育成を推進します。
- 消防水利や消防車両・資機材等を計画的に整備するとともに、消防組織の強化・充実を図ります。
- 防災に係る危険箇所対策として、治山治水、中小河川の整備を推進します。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 火災件数 災害による住家被害棟数	19件 4件	7件 0件	町内で発生した火災件数、災害による住家被害棟数(暦年)
B 火災及び災害による人的被害者数	死者・行方不明者 1人 傷者 7人	0人 0人	町内で発生した火災及び災害による人的被害者数(暦年)
C 火災による損害額	35,435千円	10,000千円	町内で発生した災害による損害額(暦年)
D 火災警報器設置率	41.6%	90.0%	町民アンケートにおいて、火災警報器を設置していると回答した人の割合
E 自主防災組織の組織率	8.0%	100.0%	全世帯に占める自主防災組織の活動範囲に含まれている世帯の割合
F 消防協力員数	127人	180人	みなかみ町消防協力員設置要綱第3条の規定により委嘱された消防協力員数

■ 基本事業と取り組み方針

施策 9 消防防災対策の強化

(1) 消防防災意識の高揚

【対象】 町民 【意図】 災害に対する意識を高め、備えを行う。

各種媒体により情報を発信するとともに、学校や地域で消防防災教育(講演会、学習会、研修会など)を行い、消防防災意識の高揚を図ります。また、地域における危険箇所や避難所を周知するとともに、消防防災に関する知識を高め、家庭での災害に対する備えを促進します。

(2) 消防防災体制の強化

【対象】 町民 【意図】 災害に対応できる体制を強化する。

緊急災害情報や防災に関する情報を迅速かつ正確に町民に伝達できるよう、情報伝達手段の充実を図ります。また、消防水利や消防車両などの消防防災施設の整備・更新を推進するとともに、消防団の充実強化や自主防災組織の育成を図り、災害時に地域住民が互いに協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを推進します。

(3) 災害危険箇所対策の推進

【対象】 町民 【意図】 災害に遭わない。

土石流や急傾斜地崩壊の防止の促進、地すべり防止、山地災害危険地区の防止施設の整備など、国や県と連携し災害危険箇所対策を推進します。

(4) 被害の早期回復

【対象】 町民 【意図】 被害を早期に回復できる。

被災箇所を早期に復旧するとともに、復旧までの被災者の生活を支援します。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の命は自分で守る意識を高め、災害に対する備えを行うなど自主防災に努める。 ● 地域での防災意識を高め、地域防災に努める。地域のことは地域で守る。災害時に助け合う。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防水利や消防・防災施設の整備を行う。 ● 消防団の充実・強化や自主防災組織の育成、防火・防災意識の高揚を図る。 ● 防災に係る危険箇所対策として、治山治水・中小河川を整備する。 ● 災害発生時には災害状況の把握、住民への情報提供、避難勧告・指示を行う。

1 オフトーク通信…電話回線を利用した音声による告知放送サービスのこと。2015年2月にサービスが終了し、利用できなくなる。
2 自主防災組織…地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、平常時には防災訓練や防災活動用資器材の整備、災害時には初期消火活動や救出活動を行う。

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 10 防犯対策の推進

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町生活安全条例

■ 現状と課題

- 町内での刑法犯認知件数^{※1}は、年々減少傾向にあり、平成23年には133件まで減少しています。しかしながら、全国では子どもや女性が被害者となる事件が後を絶たず、町内においても当被害の前兆とみられる声掛け等が発生しています。また、高齢者等を狙った振り込め詐欺などの被害が発生しており、犯行の手口が巧妙化しています。このため、町民の犯罪に対する意識や知識を高めるとともに、警察をはじめとする関係機関や団体と緊密に連携し、町民の協力と参加を得ながら、地域ぐるみの防犯体制を充実させることが求められています。
- 消費生活に関する被害は、携帯電話やパソコンの普及に伴ったインターネット上のトラブルが増加しており、消費知識の普及や意識啓発に力を入れることで、被害の未然防止と早期発見に努めるとともに、解決を図るための体制の強化が求められています。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 犯罪被害や消費者被害にあわない。

- 防犯意識の普及と防犯体制の充実、防犯灯などの防犯施設の整備を推進します。
- 消費生活センター^{※2}と連携し、相談しやすい体制をつくるなどの対策を行うことで、消費に関する正しい知識の普及や、被害を防止するための意識啓発を図ります。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	刑法犯認知件数	133件	110件	警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数(暦年)
B	身近で犯罪にあう不安を感じている町民の割合	36.2%	30.0%	町民アンケートにおいて、身近で犯罪にあう不安を「感じている」、「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
C	過去1年間に、消費者被害を受けた町民の割合	9.2%	8.0%	町民アンケートにおいて、過去1年間に、消費に関してだまされたり、納得がいかない思いをしたことがあると回答した人の割合
D	消費者被害相談件数	32件	35件	町民が「沼田市消費生活センター」に相談した件数

1 刑法犯認知件数…警察において、被害の届出若しくは告訴・告発又はその他(被疑者の取調べ等)の端緒により、その犯罪の発生を認知した事件の数
2 消費生活センター…地方公共団体が設置している行政機関であり、事業者に対する消費者の苦情相談(相談料は無料)、消費者啓発活動や生活(衣食住)に関する情報提供などを行っている。

基本事業と取り組み方針

施策 10 防犯対策の推進

(1) 防犯意識の高揚

【対象】町民 【意図】防犯に対する意識を高める。

各種媒体により情報を発信するとともに、学校や地域で防犯に関する教育(講演会、学習会、研修会など)を行い、防犯意識の高揚を図ります。

(2) 防犯体制と施設の充実

【対象】町民 【意図】犯罪被害を防ぐことができる。

警察や防犯団体などの関係機関との連携を強化し、自主防犯団体を育成するなど、地域ぐるみによる防犯活動を推進します。また、夜間における歩行等の安全を確保するため、防犯灯の整備等を促進します。

(3) 消費者保護対策の推進

【対象】町民 【意図】消費者被害にあわない。

悪徳商法や詐欺被害、訪問販売、電話勧誘販売などによる被害の未然防止を図るため、広報紙などの各種媒体による知識の普及啓発や情報の提供に努めます。また、消費者問題に関する消費生活相談や無料法律相談などを実施し、消費に関する相談・支援体制を充実させます。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

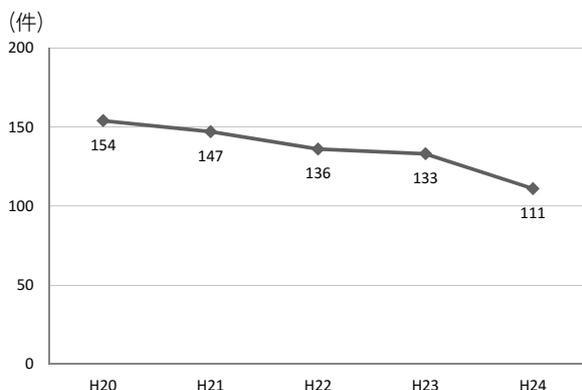
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

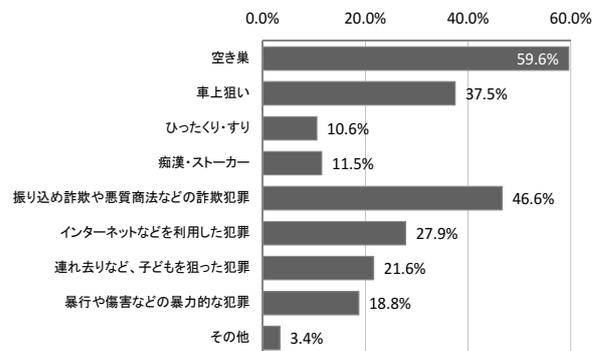
- 地域ぐるみで防犯意識を高め、防犯活動に積極的に参加する。
- 自衛意識(防犯グッズ所持、戸締まり、危険箇所へは行かない等)をもって行動する。
- 悪質商法など、消費に関する知識を身につける。

行政の役割

- 地域の防犯活動を支援し、防犯意識を高める。
- 警察等の関係機関と連携し、非行や犯罪の未然防止に努める。
- 消費者自身の知識の向上と相談機能を充実させ、消費者の保護を図る。



▲ 刑法犯認知件数(暦年)の推移



▲ 不安になる犯罪の内容(平成24年4月)

資料:町民アンケート

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 11 交通安全対策の推進

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町交通安全条例

■ 現状と課題

- 自動車が日常の交通手段として欠かせない本町ですが、町内で発生している交通人身事故の件数は年間約100件前後で推移しており、人口に対する発生件数は少ない傾向にあります。また、町民が第1当事者となった事故件数は年々減少傾向にあり、平成23年には107件まで減少しています。
- 一方で、悪質事故(無免許、飲酒、速度違反)に限ってみると、人口に対する発生件数が多い傾向にあり、交通ルールの遵守やマナーの向上を図るとともに、安全運転への意識向上を図る必要があります。
- 今後、高齢化の進展に伴い、高齢者が関係する事故の増加が懸念されることから、高齢者に対する交通安全対策を推進する必要があります。
- 小・中学生の通学路での安全を確保するための施設整備が求められています。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 交通事故にあわない、起こさない。

- 高齢者や幼児、児童や生徒、歩行者や運転者など、町民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。
- ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を推進し、危険箇所の解消を推進します。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 交通人身事故発生件数	町内で発生 94件 町民が第1当事者 107件	85件 90件	町内で発生した交通人身事故件数、町民が第1当事者となった交通人身事故件数(暦年)
B 交通事故による人的被害者数	死者 1人 傷者 133人	0人 120人	町内で発生した交通事故による人的被害者(死者及び傷者)数(暦年)
C 交通安全施設の要望に対する設置率	64.3%	80.0%	行政区等から設置要望のあった交通安全施設で必要と判断された箇所のうち、施設が設置された箇所の割合

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

基本事業と取り組み方針

施策 11 交通安全対策の推進

(1) 交通安全意識の高揚

【対象】町民 【意図】交通安全に対する意識や知識を高める。

警察等と連携した四季の交通安全運動や、交通指導員による街頭指導や安全パトロール、各学校や団体を対象とした交通安全教室等を実施します。また、交通安全に対する意識や知識を高めるための広報活動や啓発活動を実施します。

(2) 交通安全施設の整備

【対象】町民 【意図】安全に通行できる。

道路の危険箇所を定期的に把握し、生活に身近な道路を中心にカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を設置することで、安全で安心な交通環境を整備します。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

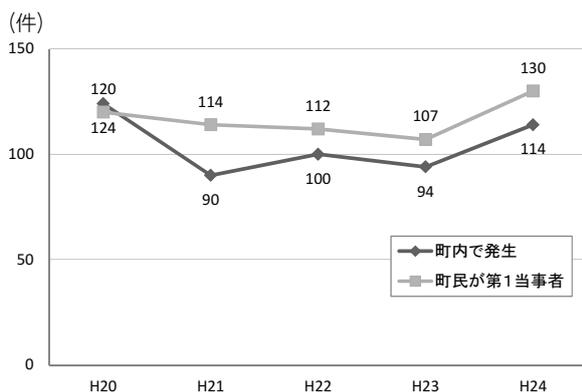
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

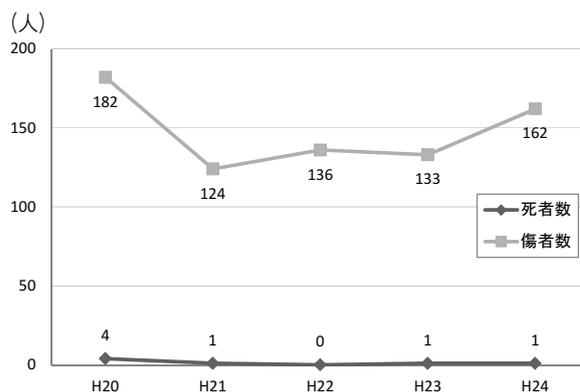
- 交通安全を意識し、交通事故をおこさないようにする。
- 歩行者、運転者ともに交通ルールを遵守する。

行政の役割

- 関係機関と連携し、交通安全施設の整備を推進する。
- 交通事故の防止を図るため、交通安全の啓発活動を推進する。



▲ 交通人身事故発生件数(暦年)の推移



▲ 交通事故による人的被害者数(暦年)の推移

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 12 道路の雪対策の推進

■ 現状と課題

- 本町は群馬県の最北端に位置し、全国でも有数の豪雪地帯となっています。特に山間部の藤原地区では、年間の降雪量は1,000センチメートルを超え、最大積雪深が平均で200センチメートルを超える状況です。また、広大な面積に張り巡らされた町道延長は1,129キロメートルに達します。
- 冬季間における快適な町民生活と、円滑な経済活動を支えるため、大量の降雪と積雪に備えた除排雪体制を整え、道路除排雪などを行うことにより安全な道路交通を確保する必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 町内の道路利用者

意図 冬期間において、安全に道路を利用できる。

- 迅速な除排雪や適切な消融雪等により冬季の円滑な交通の確保し、交通事故や通行止めの発生を抑制します。
- 地域が自ら行う除排雪作業を推進します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	冬期間における交通事故発生件数	273件	200件	沼田警察署水上交番管内の冬季間における交通事故発生件数
B	雪による通行止め件数	0件	0件	雪による道路の通行止め件数
C	除雪等に関する情報・苦情件数	60件	25件	除雪等に関して町に寄せられた情報・苦情件数

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

■ 基本事業と取り組み方針

施策 12 道路の雪対策の推進

(1) 冬期間の通行の確保

【対象】 町内の道路利用者 【意図】 冬期間において、通行に支障のない道路が提供される。

除雪オペレータの確保や除雪技術の育成、除雪機械の適正管理に努めるなど除雪体制の強化を図ります。また、小型除雪機械貸出制度を充実するなど、地域が自ら行う除排雪作業を推進します。

(2) 冬期間の安全運転の推進

【対象】 車両運転者 【意図】 路面状況に応じた安全運転に努める。

道路状況の告知等路面情報の発信するなど、車両運転者の意識や認識を高めることで、路面状況に応じた安全運転を促します。また、消雪区間と除雪道路の変化地点にチェーン脱着所を設けるなど、万全な車両への装備を促します。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

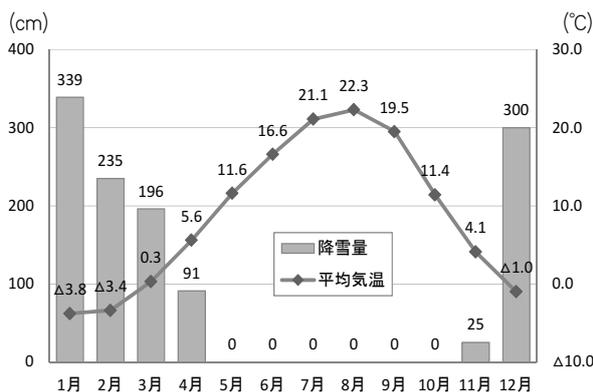
■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

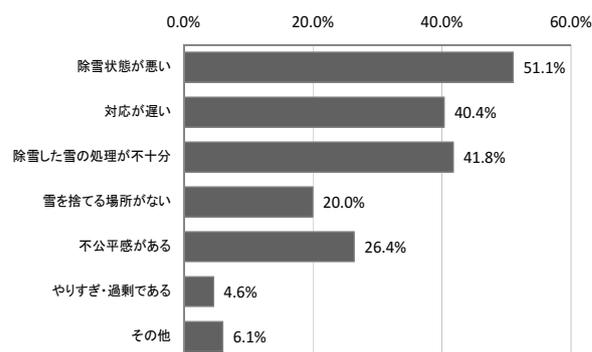
- 住宅周りの雪を処理する。
- 地域ぐるみで除雪態勢を考え、地域除雪に協力する。
- 雪道の特性を理解した運転に心掛ける。

行政の役割

- 降雪状況を把握して安全で迅速な作業(除雪、融消雪、凍結防止剤散布等)をする。
- 除雪作業に必要な協力の呼びかけ(PR、広報)地域除雪に対して支援を行う。
- 危険箇所の周知看板等の設置・点検・修繕を行う。



▲ 藤原の月別降雪量と平均気温(平成24年)



▲ 除排雪に対する不満の内容(平成24年4月)

資料:町民アンケート

基本目標 I 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

施策 13 獣害対策の推進

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町鳥獣被害防止計画

現状と課題

- 近年、農家の高齢化や後継者不足によって農地が荒廃したり、手入れが行き届かない山林が増加するなど、野生鳥獣が出没しやすい環境が増えており、イノシシやクマ、サル等による農林産物への被害が、中山間地域を中心に深刻化しています。また、こうした野生鳥獣の市街地への出没も増加しており、毎年数件の人身被害も発生しています。
- 本町では、獣害対策センターを設置し対策に取り組んでいますが、野生鳥獣の適正管理や出没しにくい環境の整備、地域ぐるみの鳥獣被害対策を強化するなど、被害を防止・軽減する必要があります。

目的と基本方針

対象 町民

意図 鳥獣による被害にあわない。

- 地域住民と行政が一体となった獣害対策に取り組み、野生鳥獣が出没しにくい環境整備を推進します。
- 捕獲活動を推進し、加害鳥獣の数を減少させ、鳥獣被害の軽減を図ります。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	鳥獣による農林産物被害金額	10,888千円	8,000千円	農作物に損傷が生じたため減収または品質低下した量(被害量)に標準単価を乗じた額
B	鳥獣による農林産物被害面積	13.71ha	11.00ha	基準収量に対する被害量の割合に相当する面積
C	獣による人的被害者数	1件	0件	獣による人的被害者数
D	獣の目撃件数	94件	70件	町に寄せられた獣の目撃通報件数

1 鳥獣被害対策実施隊…有害鳥獣の捕獲や駆除、防護柵の設置などの対策を適切に実施するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて市町村が設置する。民間隊員の身分は非常勤公務員となり活動中の災害に対する補償がされるほか、狩猟税も軽減される。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

■ 基本事業と取り組み方針

施策 13 獣害対策の推進

(1) 鳥獣が出没しにくい環境整備

【対象】 町民 【意図】 鳥獣による被害にあう危険性が軽減される。

集落に近接する森林整備や林縁部の刈り払いを推進し動物との棲み分け(出没しにくい環境づくり)を行うとともに、地域活動体制を構築し定期的な刈り払い作業を継続することにより良好な環境が維持できるよう努めます。

(2) 農林産物被害の軽減

【対象】 農家 【意図】 鳥獣による農林産物の被害を軽減できる。

電牧柵や捕獲檻・くくりわな等の設置により個体数調整を行うとともに、追い払い体制を構築し動物が近づかない環境づくりを推進します。

(3) 人的被害対策の推進

【対象】 町民 【意図】 鳥獣による人身被害にあわない。

獣害対策センターや鳥獣被害対策実施隊^{※1}によるきめ細やかなパトロールを実施します。また、地域住民や小・中学校、猟友会員等を対象に安全研修や講演会等を開催し啓蒙普及に努めます。

I
誰もが安心して
安全でゆとりを
感じるまち

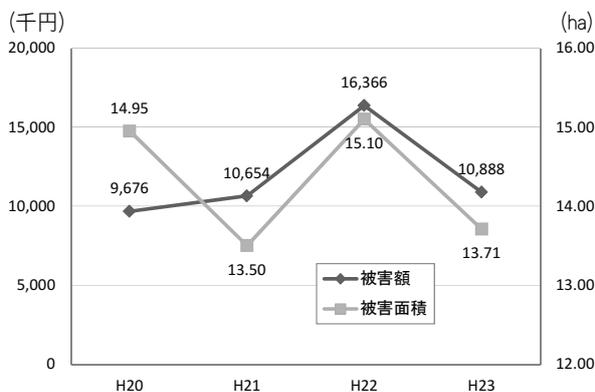
■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

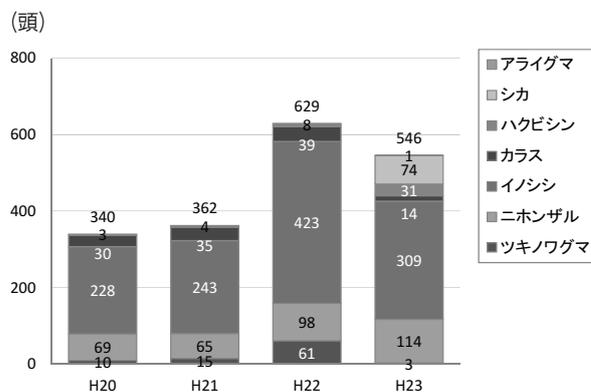
- 未収穫農産物や野菜くず等を農地に放棄しない。
- 出没した鳥獣の追い払いを行う。
- 農地の荒廃化を防ぎ、集落に隣接する林野の刈り払いを行うなど、獣が出没しにくい環境を整備する。

行政の役割

- 獣が出没しにくい環境を整備するための支援を行う。
- 鳥獣の個体数調整を行う。



▲ 鳥獣による農林産物被害状況の推移



▲ 有害鳥獣の捕獲頭数の推移

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 14 公共交通の利便性の向上

■ 現状と課題

- 町内には、上越新幹線の上毛高原駅や上越線の駅が5カ所（後閑駅、上牧駅、水上駅、湯檜曾駅、土合駅）設置されており、山間部としては鉄道が充実しています。また、バス路線については水上線と猿ヶ京線等が幹線道路を中心に運行されています。一方で、自動車保有率が高いこともあり、公共交通の利用率は低く、鉄道やバスの利用者も年々減少傾向にあるため、公共交通の路線の維持が困難になることが懸念されます。
- 平成26年度に予定されている北陸新幹線の開通により、上越新幹線に割り当てられる本数の削減や高崎駅以北の枝線化が懸念されます。新幹線の減便は、上越新幹線の利便性の低下だけでなく、地域経済に悪影響を与える可能性があります。
- 公共交通は、子どもや高齢者など、自動車を自由に使えない人にとって、なくてはならない移動手段であることから、維持や確保を図るとともに、ニーズに対応した運行方法の改善や施設のバリアフリー化^{※1}など、利用者の利便性を向上させる必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 公共交通を使って、
日常生活で便利に移動ができる。

- 町民の生活に欠かせない公共交通を維持・確保します。
- 利用者の立場に立った公共交通の利便性の向上を推進します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	日常的に公共交通を利用している町民の割合	8.6%	9.2%	町民アンケートにおいて、町内の公共交通(バス・電車など)を、「ほぼ毎日」、「週に1回程度」、「月に1回程度」利用していると回答した人の割合
B	路線バス利用者数	223千人	200千人	民間路線バス会社が運営する「水上線」及び「猿ヶ京線」の年度延べ利用者数
C	鉄道利用者数	在来線 1,363人 新幹線 727人	1,100人 800人	在来線は、上越線の後閑駅及び水上駅の1日平均乗車人員の合計、新幹線は、上越新幹線の上毛高原駅の1日平均乗車人員

1 バリアフリー化…高齢者や障害のある人などが社会生活をおくる上で支障となる障壁(バリア)となるものを取り除くこと。
2 パークアンドライド…末端交通機関である自動車等を郊外の鉄道駅又はバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法

基本事業と取り組み方針

施策 14 公共交通の利便性の向上

(1) 公共交通の確保

【対象】町民 【意図】公共交通を使って、日常生活で移動ができる。

町民の生活に必要なバス路線については、利用を促進することで存続を図ります。また、スクールバス等の既存の交通ネットワークを活用しながら、通勤や通学、通院や買い物等の移動手段の確保に取り組みます。

(2) 公共交通の利便性の確保

【対象】町民 【意図】公共交通を便利に利用できる。

利用者のニーズに対応した運行方法の改善や施設等のバリアフリー化、利用者の負担軽減などを推進し、高齢者や障害者などより多くの方が安全に安心して公共交通を利用できるように努めます。また、駅前を整備することで、自動車の利便性と公共交通機関の合理性を活かすとともに、環境対策として有効な手段であるパークアンドライド^{※2}などを推進し、乗り継ぎの利便性を高めます。

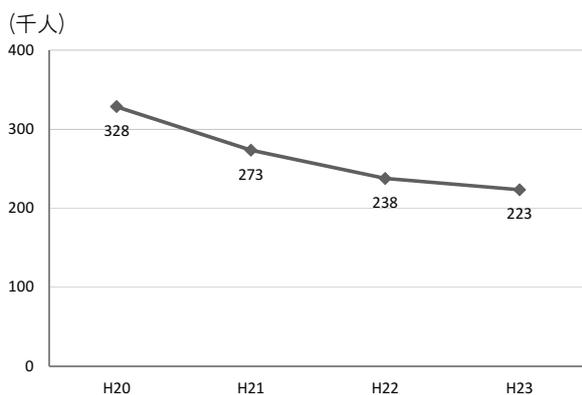
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

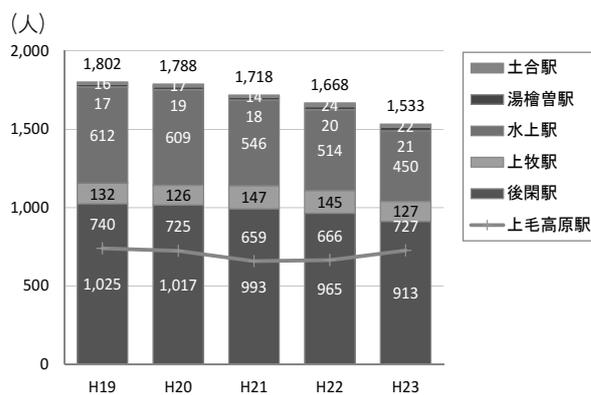
- 公共交通の重要性を認識し、できるだけ利用する。
- 事業者は、公共交通サービスの向上に努める。
- 公共交通の必要性の意思表示をする。

行政の役割

- 機能性と快適性を兼ね備えた駅の周辺整備を推進する。
- 利用しやすい公共交通ネットワークを構築するために、各機関の連携に必要な調整を行う。
- 現行路線維持のための利用促進を行うとともに生活公共交通の確保に努める。



▲ 路線バス利用者数の推移



▲ 在来線、新幹線の1日平均乗車人員の推移

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 15 道路網の整備

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町橋梁長寿命化修繕計画

■ 現状と課題

- 本町の道路網は、関越自動車道と国道17号と291号、主要地方道4路線、一般県道10路線を幹線道として、町道4,543路線が連結して形成されています。町道延長は1,129キロメートルにも達し、改良率は36.8%にとどまっています。都市計画道路については、改良率が17.6%にとどまっていますが、現在建設中の悪戸矢瀬線や真政悪戸線を開通させることで、道路の利便性の向上が期待されます。
- 建設から数十年が経過し、老朽化が著しい道路や橋りょうが多く存在するため、今後は長寿命化や維持管理についても重点的に行う必要があります。
- 市街地や集落内の生活道路には、幅員の狭い道路が多く存在し、周辺住民の生活に支障をきたしています。また、国道や県道といった交通量の多い通学路においても、歩道が整備されていない箇所があるなど、歩行者が安心して通行できるような安全対策が求められています。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 安全で円滑に移動ができる。

- 現在建設中の都市計画道路を早期に開通させ、道路の利便性を向上させます。
- 計画的な道路の補修や橋りょうの長寿命化、道路愛護作業等により、道路を適正に維持管理します。
- 住宅街を通る狭あい道路の拡幅や、歩道の整備を促進するなど、道路の安全対策を推進します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	町内の道路に不便を感じている町民の割合	52.9%	43.0%	町民アンケートにおいて、町内の道路に不便を「感じている」、「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
B	道路改良率 都市計画道路改良率	36.8% 17.6%	37.0% 20.0%	計画決定された都市計画道路総延長のうち整備済延長の割合
C	橋梁長寿命化修繕計画の進捗率	0.0%	100.0%	橋梁長寿命化修繕計画の補修工事実施予定数のうち補修工事実施数(累計)の割合
D	道路愛護活動を行っている行政区の数	41区	54区	道路愛護活動のために、町からの資材支給を受けている行政区の数
E	学校指定通学路の歩道等整備率 (簡易整備を含む)	24.7%	46.2%	学校指定通学路のうち、歩道等が整備されている区間及び道路端へのカラー舗装等により歩行空間が明示されている区間の割合

基本事業と取り組み方針

施策 15 道路網の整備

(1) 道路の整備促進

【対象】町民 【意図】短時間で移動ができる。

整備が進められている悪戸矢瀬線や真政悪戸線などの都市計画道路の整備を促進し、安全で円滑に通行できる道路網の形成を推進します。また、国道・主要地方道・一般県道の新設・改良や歩道の設置等について、今後も国や県に要望し整備促進に努めます。

(2) 道路の安全性と利便性の確保

【対象】町民 【意図】道路を安心して快適に利用できる。

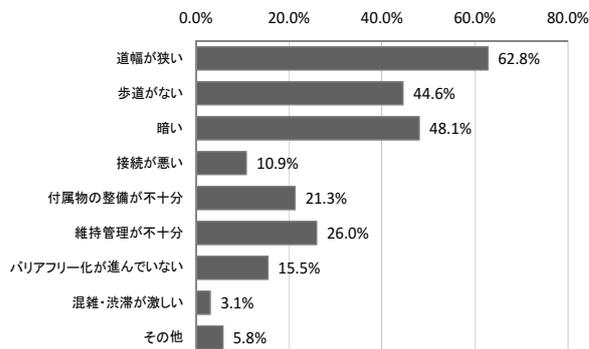
道路の維持管理や補修を計画的に進めるとともに、橋りょうについては予防保全型の維持管理方法で長寿命化を図ります。また、道路管理・補修資材の支給を拡充するなど、各地域等で実施している道路愛護活動を推進します。さらに、町民生活に身近な生活道路で、歩道が未整備であったり幅員が狭あいであるなど利便性に欠けている道路の改良を進めます。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路整備に対して用地の提供や地域の合意形成に努める。 ● 地域における道路愛護に努め、簡易な修繕及び維持管理を行う。 ● 道路の危険箇所などを通報する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的に道路の整備を行う。 ● 道路の適切な維持管理を行う。 ● 橋梁等の長寿命化を進める。 ● 道路愛護活動のための資材支給などの支援を行う。

■ 道路の概況(平成24年4月1日)

種別	路線数等	町内延長	改良率	舗装率	
国道	高速自動車国道	関越自動車道	21.5km	100.0%	100.0%
	一般国道	17号	28.5km	100.0%	100.0%
		291号	39.4km	57.8%	66.9%
県道	主要地方道	4路線	71.7km	91.9%	100.0%
	一般県道	10路線	49.6km	91.1%	97.9%
町道	4,543路線	1,128.6km	36.8%	42.9%	
合計	4,560路線	1,339.3km	44.8%	50.9%	



▲ 道路に感じる不便の内容(平成24年4月)

資料:町民アンケート

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 16 まちなみの整備

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町都市計画、美しいみなかみの風景を守り育てる条例

■ 現状と課題

- 本町には、山岳、農村、温泉、史跡等の多種多様な特性を持った地域が存在し、自然や四季を感じられる美しいまちなみや風景が残されています。一方で、温泉街には廃業したホテルや旅館等の廃屋が放置され、景観を損ねていることが深刻な問題となっており、対策が求められています。
- 高齢者を中心に町民の約半数が地域や家庭で花や緑を増やす活動に取り組んでいるなど、地域住民の景観に対する意識は高い水準にあります。
- 魅力ある風景を有するまちなみや道路、河川等の保全や改善等、地域住民と行政が一体となって総合的な景観形成の取り組みを進めるとともに、市街地にあっては秩序ある開発を誘導するなど適切な土地利用を推進し、魅力あるまちづくりに積極的に取り組む必要があります。

■ 目的と基本方針

対象

- ①町民
- ②町内全域

意図

- ①調和のとれたまちなみの形成に向けた取り組みを積極的に行う。
- ②調和のとれたまちなみが整備される。

- 調和のとれたまちなみ整備に自主的に取り組めるよう、景観に対する意識の高揚を図り、地域の活動の活性化を図ります。
- 開発事業指導要綱の見直しを検討するとともに、制度の適切な運用に努め、秩序ある開発を誘導します。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 調和のとれたまちなみの形成へ向けて、何らかの取り組みを行っている町民の割合	57.2%	60.0%	町民アンケートにおいて、美しい景観の保全・形成へ向けた取り組みを行っていると回答した人の割合
B 締結された景観協定の数 指定された景観形成地区の数	6箇所 2箇所	8箇所 2箇所	美しいみなかみの風景を守り育てる条例第14条に規定する景観協定を締結した地区数、第7条に規定する景観形成地区に指定された地区数
C 都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合	79.8%	80.0%	都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合

1 都市計画…「都市の健全な発展と秩序ある整備を図る」、「劣悪な居住環境からくる国民の健康問題を守る」、「都市景観を良くし、守る」などの必要から、土地利用のあり方、都市施設(道路・公園等)の整備、市街地開発に関して策定された計画

基本事業と取り組み方針

施策 16 まちなみの整備

(1) まちなみ形成活動の推進

【対象】町民 【意図】調和の取れたまちなみの形成に向けた取り組みを積極的に行う。

身近な景観づくりに自主的に取り組めるよう、町民に景観資源の魅力を確認してもらうことで景観形成意識の高揚を図るとともに、周辺環境と調和した魅力的なまちなみを創出するため、自主的な景観形成活動を支援します。また、景観を損ねている廃屋や看板等の対策に取り組みます。

(2) 適正な土地利用の推進

【対象】町内全域 【意図】土地利用や開発が適正に規制・誘導される。

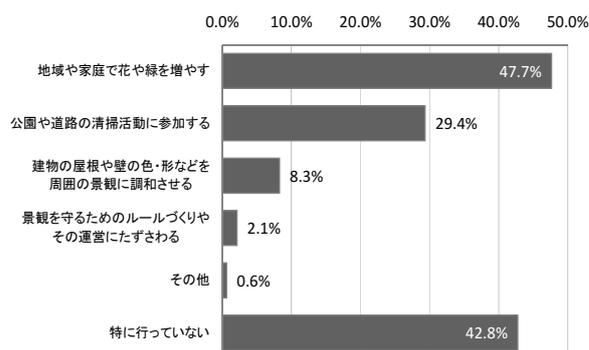
本町における土地利用や都市計画^{*1}に関する基本方針を示した「都市計画マスタープラン」を策定し、計画に基づく適正な土地利用を推進します。また、開発事業指導要綱の見直しや条例化を検討するとともに、制度の適切な運用に努めます。さらに、土地利用の基礎となる国土調査を計画的に推進します。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 花苗の植え付けなど、身近な景観づくりに地域ぐるみで積極的に取り組む。 ● 建物などを建てる際に、調和の取れた景観形成に配慮する。景観形成地区、協定地区の住民は景観協定を守る。 ● 都市計画、開発等に関する各種規制を遵守する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● まちなみの整備に関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な計画を策定する。 ● 景観形成について、町民の理解を深めるとともに、地域の取り組みを支援する。 ● 一定規模を超える開発について監視・指導・助言を行う。

■ 景観協定、景観形成地区一覧(平成25年3月末)

区分	協定名称等	地区	締結等年月日
景観協定	谷川区景観形成住民協定	谷川	H6. 6. 1
	笠原地区景観協定	笠原	H6. 7. 1
	谷地地区景観協定	谷地	H6. 7. 1
	東峰地区景観協定	東峰	H6. 7. 1
	湯原温泉地区まちなみ協定	湯原	H22. 2. 17
	水上駅周辺地区まちなみ協定	鹿野沢	H24. 3. 15
景観形成地区	地区景観形成基準	永井	H6. 7. 1
	地区景観形成基準	須川	H6. 7. 1



▲ 美しい景観の保全・形成活動の実施状況(平成24年4月)
資料:町民アンケート

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 17 水道の整備

■ 現状と課題

- 本町には、上水道施設が1施設、簡易水道施設が11施設、小水道施設が10施設と、小規模な水道施設^{*1}が計22施設点在しており、水道普及率は96.7%に達しています。大半の水道施設や水道管が老朽化のため更新時期にきており、計画的な改修を行う必要があります。
- 点在する水道施設を効率的に管理するとともに、より安全で安定した水源を確保するため、施設の統廃合を推進する必要があります。また、地域住民で運営する組合水道については、人口の減少などにより管理・運営が困難になることが予想され、統合整備を含め、安定的な供給体制を確保していく必要があります。
- 人口の減少と連動し、水の需要や給水人口の減少が進む本町では、水道事業会計を健全に運営するためにも、使用料の確保と経費の節減を図る必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 安全な水道水の供給を安定して受けられる。

- 老朽化した水道施設や水道管の改修と、町内全域の水道施設の統合を計画的に推進します。
- 使用料の確保と経費の削減に努め、水道事業を健全に運営します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	水道普及率	96.7%	96.7%	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人数の町人口に占める割合
B	有収率	77.9%	80.0%	水道施設および給水装置を通して給水される水のうち、料金の対象となった水の割合
C	水質に関する苦情件数	0件	0件	水質に関して町に寄せられた苦情件数

1 水道施設…生活のために水を供給・処理する施設のことで、給水人口によって上水道(給水人口が5,000人越え)、簡易水道(給水人口が100人を越え5,000人以下)、小水道(給水人口が100人以下)に分類される。

基本事業と取り組み方針

施策 17 水道の整備

(1) 水道水の安定供給

【対象】町民 【意図】安定して水道水の供給を受けられる。

老朽化した浄水場や送配水設備等の水道施設については、順次、耐震化を図りながら計画的な改修・更新を進めます。特に、石綿セメント管については、ルート変更も視野にいれながら優先的に更新を行います。また、給水区域内にある低水圧地区の解消に取り組みます。

(2) 安全な水道水の供給

【対象】加入者 【意図】安全な水道水の供給を受けられる。

町内全域の水道施設の統合を推進し、水量が豊富な地域に水源を求めることで、安全な水道水をより安定して供給できる体制を構築します。

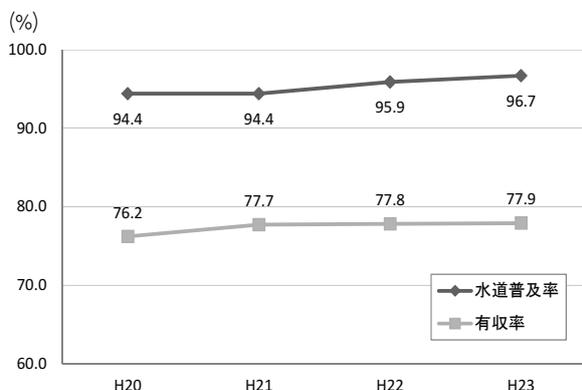
(3) 水道事業の健全運営

【対象】加入者 【意図】適正な料金で水道水の供給を受けられる。

持続可能な水道事業経営を行うために、未納対策の強化を図るとともに、定期的に適正な料金水準の見直しを行います。また、老朽化施設の更新や施設の統廃合により、施設の運営を効率化し、経常経費の削減に努めます。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 節水に努める。 ● 水道を使用した場合は使用料を納入する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 水量を確保し、水質を向上させる。 ● 水道施設を整備・充実する。 ● 水道事業を適正に運営する。



▲ 水道普及率(各年度末)、有収率の推移

■ 水道事業一覧(平成23年4月1日)

区分	事業名称	計画給水人口	計画1日最大給水量
上水道	みなかみ町上水道	13,200人	13,800m ³
簡易水道	綱子簡易水道	180人	250m ³
	湯桧曾簡易水道	160人	300m ³
	大穴簡易水道	380人	500m ³
	北部簡易水道	4,100人	1,900m ³
	吉平簡易水道	120人	36m ³
	猿ヶ京簡易水道	2,980人	3,000m ³
	赤谷簡易水道	150人	204m ³
	東部簡易水道	3,000人	1,800m ³
	恋越簡易水道	120人	36m ³
	入須川簡易水道	350人	124m ³
湯宿簡易水道	340人	205m ³	
小水道計	10施設	579人	635.7m ³
合計	22施設	25,659人	22,790.7m ³

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 18 生活環境の保全

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町環境基本条例、みなかみ町環境美化に関する条例

■ 現状と課題

- 市街地や集落が散在する本町では、下水道等の集合的処理施設を整備することは、厳しい状況となっており、また、供用開始から30年以上が経過しており、施設の老朽化が深刻となっています。しかし、利根川源流のまちとして、生活排水等による河川の水質汚濁を防止することは、社会的な責務となっており対策の推進が求められます。
- 本町の汚水処理人口普及率は年々上昇し、平成23年度末に72.3%となっていますが、県や全国の平均値を下回っています。また、下水道への接続率(水洗化率)は年々減少傾向にあり、未接続世帯などへのさらなる対応の強化が求められます。
- 本町では、環境汚染などの大規模な公害問題は発生していないものの、犬や猫の糞尿等の被害や野焼きによる大気汚染、沿道へのごみのポイ捨てや山林への不法投棄など、日常における環境問題が顕在化しています。こうした生活環境に関する問題は、事業者の生産活動や町民一人ひとりの日常生活に深くかかわっているものが多いため、環境教育により意識やモラルの向上を図り、町民、事業者、行政が一体となって快適な生活環境を守っていく必要があります。
- 火葬については、月夜野地区が広域行政への委託、水上地区及び新治地区がそれぞれの火葬場を運営と、3地区3様の方式となっているとともに、水上地区の火葬場の老朽化が著しいことから、今後の火葬場のあり方を早期に検討する必要があります。

■ 目的と基本方針

対象

- ①町民
- ②町内の生活環境

意図

- ①日常生活における、環境への負荷を低減させる。
- ②良好な状態に保持される。

- 下水道事業を健全に運営し、施設の計画的な整備と維持管理、合併処理浄化槽^{*1}の普及を推進します。
- 犬・猫対策や不法投棄対策、公害防止対策などを推進し、地域の生活環境を良好な状態に保持します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	汚水処理人口普及率	72.7%	78.0%	合併浄化槽を含む汚水処理施設処理人口の町人口に占める割合
B	下水道普及率	46.2%	48.0%	下水道処理区域内人口の町人口に占める割合
C	水洗化率	83.9%	85.0%	下水道処理区域内で下水道に接続している(水洗化されている)人の割合
D	利根川・赤谷川の水質	利根川 <0.5mg/ℓ 赤谷川 <0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ <0.5mg/ℓ	水の中の有機物の量を表わす指標(生物化学的酸素要求量(BOD) ^{**2})で、利根川(月夜野橋)と赤谷川(小袖橋)の数値
E	公害に関する苦情件数	41件	35件	騒音やペットの糞、野焼き等に関して、町に寄せられた苦情件数

基本事業と取り組み方針

施策 18 生活環境の保全

(1) 生活排水の適正処理

【対象】町民 【意図】生活排水を適正に処理する。

【対象】町内の生活環境 【意図】水質が保全される。

下水道未普及地区の解消に努め水洗化率を向上させるとともに、合併処理浄化槽の設置を支援し普及を促進します。また、事務事業の効率化を経費節減等を図り、健全な下水道事業の運営に努めます。

(2) 公害防止対策の推進

【対象】町民 【意図】公害に対する意識を高める。

【対象】町内の生活環境 【意図】公害が未然に防止される。

公害物質の流出及び発生を未然に防止するとともに、発生したものについては適切に対処します。また、犬猫等ペットの適正な飼養管理を推進します。町営火葬場及び町有墓地の適切な管理運営に努めます。

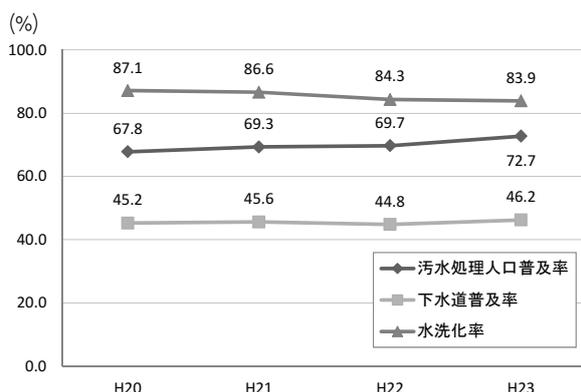
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

- 公共下水道や農業集落排水への接続や、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理に努める。
- 地域の生活環境を悪化させないよう、不法投棄の防止や、ペットの適正な飼い方のマナーを守るなど、良好な住環境づくりに努める。

行政の役割

- 下水道を健全に運営し、下水道施設の計画的な整備と維持管理、合併処理浄化槽の普及に努める。
- 犬・猫対策や不法投棄対策、公害防止対策など地域の生活環境の維持に努める。



▲ 汚水処理人口普及率、下水道普及率、水洗化率(各年度末)の推移

■ 下水道の概況(平成24年3月末)

処理区	全体計画		事業認可		供用開始	
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
月夜野処理分区	420.0	4,649	346.2	3,350	199.5	4,967
水上処理分区	350.0	3,547	218.0	2,540	159.6	3,279
猿ヶ京処理区	143.0	1,725	143.0	1,890	123.0	1,701
公共下水道計	913.0	9,921	707.2	7,780	482.1	9,947
藤原下区	2.1	130	2.1	130	2.1	46
合計	915.1	10,051	709.3	7,910	484.2	9,993

- 1 合併処理浄化槽…微生物の働きで各家庭の生活排水を浄化し、側溝などを經由して川に放流する。トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽に比べて浄化能力が高く、生物化学的酸素要求量(BOD)の値を10分の1以下に抑える能力がある。
- 2 生物化学的酸素要求量(BOD)…水中の有機物が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量のことで、mg/lで表す。有機性の汚れが大きければそれだけ酸素要求量が多くなるため、BODは大きな数値になる。

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 19 循環型社会づくりの推進

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町一般廃棄物処理基本計画、みなかみ町環境基本条例

■ 現状と課題

- 本町では、町が単独で運営する「奥利根アメニティパーク」において、ごみやし尿などの一般廃棄物の処理を行っています。この施設では、可燃ごみを固形燃料化し製紙工場等の燃料として活用するとともに、ビンや缶、ペットボトルなどの資源ごみはリサイクルし、し尿や浄化槽汚泥は肥料として有効利用するなど、ごみの資源化率(リサイクル率)はかなり高い水準にあります。
- 町民1人1日あたりのごみ排出量は年々減少傾向にあり、県や全国の平均値を下回っています。一方で、直接資源化できるごみの割合は12.2%にとどまっており、今後も引き続き、町民のごみの減量と資源化に対する意識を高めるなど、3R^{※1}(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを推進する必要があります。
- 「奥利根アメニティパーク」については、供用開始から14年が経過しており、今後も施設を安定稼働し維持するためにも、適切な施設の維持管理やごみの減量減容化が求められます。

■ 目的と基本方針

対象

- ①町民
- ②一般廃棄物

意図

- ①ごみを適正に処理し、ごみの減量と資源化を積極的に行う。
- ②適正に処理される。

- 町民への意識啓発を通じて、ごみの3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、循環型社会^{※1}の構築をめざします。
- ごみ処理施設を安定的に稼働させ、ごみを適正に処理します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	ごみの減量へ向けて、何らかの取り組みを行っている町民の割合	86.3%	90.0%	町民アンケートにおいて、意識的にごみの減量に取り組んでいると回答した人の割合
B	町民1人1日あたりのごみ排出量	事業系 256g 生活系 636g	250g 570g	年間のごみ総排出量から求めた町民1人1日あたりの一般廃棄物排出量
C	ごみの資源化率(リサイクル率)	60.0%	63.0%	ごみ総排出量に占める資源化されたごみの割合
D	直接資源化できるごみの割合	12.2%	17.0%	ごみ総排出量に占める直接資源化されたごみ(直接資源化量+集団回収量)の割合

1 3R…「リデュース(Reduce:ごみの量を減らすこと)」、「リユース(Reuse:使ったものを再使用すること)」、「リサイクル(Recycle:資源として再生利用すること)」の頭文字を取って3Rという。
2 循環型社会…大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。平成12年に、生産者に廃棄物の最終責任を求める「循環型社会形成推進基本法」が制定された。

基本事業と取り組み方針

施策 19 循環型社会づくりの推進

(1) ごみの減量の推進

【対象】町民 【意図】ごみの量を減らす。

生ごみの再資源化やマイバック運動等、不要な消費の抑制を推進するとともに、一度使用された商品の再利用を促すなど、ごみの発生抑制する生活様式の定着に向けた意識啓発に努めます。

(2) ごみの資源化の推進

【対象】町民 【意図】分別を徹底する。

【対象】一般廃棄物 【意図】適正に処理される。

燃えるごみに混入されている雑がみ・布等の資源化できるモノの分別を徹底し、ごみの資源化を推進します。また、ごみを安定して処理できるよう、施設の点検と計画に基づいた補修を行います。

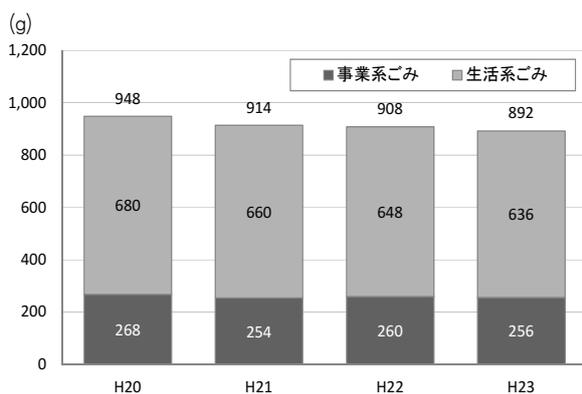
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

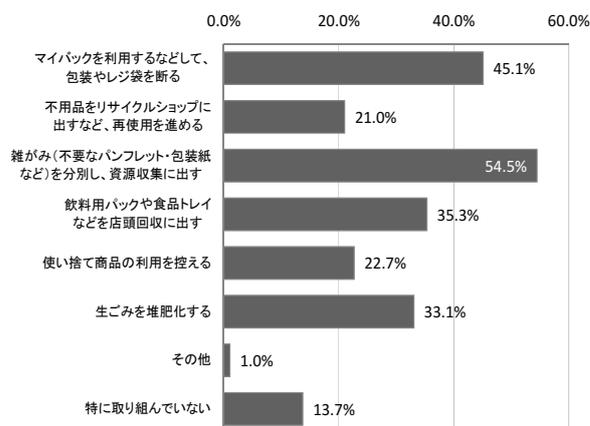
- ごみの出し方のルールを守り、きちんと分別するなど、ごみの減量化・資源化に取り組む。

行政の役割

- ごみの減量や資源化、適正処理のための周知・啓発を行う。
- ごみを適正に収集・処理する。



▲ 1人1日あたりの一般廃棄物排出量の推移



▲ ごみの減量に向けた取り組みの実施状況(平成24年4月)
資料:町民アンケート

基本目標 II 豊かな自然と共生するまち

施策 20 自然環境の保全

【個別計画・関連条例等】 みなかみ・水・「環境力」宣言、みなかみ町地球温暖化対策実行計画、みなかみ町環境基本条例

■ 現状と課題

- 本町には、上信越高原国立公園を擁する広大な森林や谷川岳に象徴される多くの山々、そこから清らかに流れゆく利根川や赤谷川などが分布し、そこには多種多様な動植物が生息するなど、豊かな自然に恵まれています。
- 本町は、利根川源流のまちとして流域約3千万人の暮らしを支える重要な責務を担っており、水源の地に住む町民一人ひとりが「環境力」を身につけ、環境保全の責務を果たすことをめざして、平成20年9月に『みなかみ・水・「環境力」宣言』を行い、自然環境の保全活動を推進しています。
- また、平成24年6月に認定された「谷川岳エコツーリズム^{*}推進全体構想」に基づいたエコツアーや、ホテルの保護活動などを通じて、自然環境を保全する意識を高める環境教育を推進しています。
- 全国的に環境への意識が高まる中、地球温暖化防止対策に代表される地球規模での環境について、省エネルギー対策や自然エネルギーの利活用などによる保全活動に、町民、事業所、行政が協働して取り組んでいく必要があります。

■ 目的と基本方針

対象

- ①町民
- ②町内の自然環境

意図

- ①自然環境に対する意識を高め、保全に向けた取り組みを積極的に行う。
- ②保全され、後世に引き継がれる。

- 町内の豊かな自然と生態系の保全や再生を図り、次世代に引き継ぎます。
- 新エネルギーを積極的に活用することで資源を大切にするなど、環境への負荷を減らす取り組みを推進します。
- 環境学習や自然とふれあう機会の拡充に努め、環境に対する意識の啓発を推進します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	自然環境の保全へ向けて、何らかの取り組みを行っている町民の割合	79.4%	85.0%	町民アンケートにおいて、自然環境の保全へ向けた取り組みを行っていると感じた人の割合
B	町内の自然環境が守られていると感じる町民の割合	73.9%	85.0%	町民アンケートにおいて、町内の自然環境が守られていると感じている、「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
C	省エネルギー設備が設置されている住宅数	51件	350件	みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱により補助金の交付を受けた件数(累計)
D	昆虫等の採取が制限されている地域数	4地域	6地域	みなかみ町自然環境及び生物多様性 ^{**} を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例第4条の規定により指定した地域の数
E	エコツアーへの参加者数	1,074人	6,000人	「谷川岳エコツーリズム推進協議会」が認定するエコツアーに参加した人数

■ 基本事業と取り組み方針

施策 20 自然環境の保全

(1) 保全活動の推進（まもる力）

【対象】 町民 【意図】 保全活動を積極的に行う。

【対象】 町内の自然環境 【意図】 まもられる。

豊かな自然環境を保全するため、取り組みやすい環境の整備や、人材の育成、保全活動に取り組む地域や団体を積極的に支援します。また、温室効果ガス^{※3}削減のための吸収源対策や、水源地域としての責務として水の源である森林の整備や復元を図ります。

(2) 自然資源の活用（いかす力）

【対象】 町民 【意図】 自然資源を活用する。

【対象】 町内の自然環境 【意図】 いかされる。

豊富な自然資源を保全・活用するための活動や、資源の価値を高めるための環境整備を行い、地域振興や観光振興にいかします。また、日照時間の長さや水資源等に恵まれた本町の特性を活かし、太陽光や水力など再生可能エネルギー^{※4}の導入を促進することで、環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

(3) 環境教育の推進（ひろめる力）

【対象】 町民 【意図】 自然の豊かさや大切さを実感する。

【対象】 町内の自然環境 【意図】 ひろめられる。

水や森林、自然環境の大切さを伝え継承していくため、環境教育等を推進し人材の育成に努めるとともに、首都圏や利根川流域の人々を中心とした交流やネットワーク化を推進し、自然の必要性などを知ってもらうための情報発信等を行います。

■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもから高齢者まで、自然を守り、自然にふれあう活動に参加する。 ● 家庭や事業所において、省エネルギーやエコ活動に取り組む。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育及び社会教育における環境教育を積極的に推進する。 ● 環境に優しい新エネルギーの導入を推進する。 ● 町民だけでなく、町外の人とも協力し、自然との共生や環境保全を推進する。

1 エコツーリズム…地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み

2 生物多様性…たくさんの種類の生物がお互いに関係し合いながら、多種多様な環境の中で様々な生態系を保っていること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

3 温室効果ガス…太陽熱を封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどのガスの総称

4 再生可能エネルギー…太陽光、風力、太陽熱、バイオマス、水力等の利用しても比較的短期間に再生可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

基本目標 Ⅲ 交流による魅力と活力にあふれるまち

施策 21 観光の振興

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町観光振興計画

■ 現状と課題

- 本町には、水上温泉や猿ヶ京温泉などの豊富な温泉や、スキー場などのリゾート施設をはじめ、日本百名山である谷川岳を代表とする山や川、森や湖といった豊かな自然、それぞれの地域で育まれてきた歴史や文化など、季節ごとに楽しめる多くの観光資源が存在します。また、関越自動車道や上越新幹線等による交通の利便性と東京から約150キロメートルに位置するという立地にも恵まれています。
- 本町には、年間400万人を超える観光客が訪れていますが、観光客数は年々減少傾向にあります。また、観光客のうち約7割が日帰り客であり、長期滞在したくなるような観光地づくりが求められています。
- 近年、観光客は日常生活では味わえないその地域ならではの体験を求める傾向にあり、そのニーズも多様化しています。本町では、利根川の激流を活用したラフティングやキャニオニング、谷川岳に代表される登山をはじめとするアウトドアスポーツが盛んとなっています。
- これまでも、観光協会や商工会などと連携しながら、本町の魅力の発信や観光資源の発掘と品質管理、観光客の利便性の向上等に取り組んできましたが、農林業や商工業との連携をより強化し、地域が一体となって観光地としての魅力を高め、長期滞在者やリピーター^{*1}の確保、外国人や教育旅行などの幅広い観光客の誘致に取り組む必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 町外の人

意図 町に何度も訪れ、消費する。

- 観光協会などの観光関係団体や地域住民、行政との連携を強化し、観光地としての一体感の醸成を図ります。
- 豊富な観光資源を有効に活用し、魅力ある観光地づくりを推進します。
- 国際的にも魅力ある観光地としての受入環境を整備し、海外からの観光客誘致を推進します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	宿泊客数	1,097千人	1,300千人	町内の旅館・ホテル等における宿泊客数
B	入湯客数	1,229千人	1,476千人	宿泊施設や日帰り入浴施設における入湯税の納税義務者数
C	観光消費額	19,951百万円	24,000百万円	主な観光地点の利用者数を基に算出した観光消費額

1 リピーター…買い物、食事、宿泊、旅行などで同じ店やホテルや観光地を何度も利用したり訪れたりする人のこと。
2 2次交通…複数の交通機関等を使用する場合の、2種類目の交通機関のこと。主には、鉄道駅から観光地などへ赴くための交通機関である路線バスや自転車などをいう。

基本事業と取り組み方針

施策 21 観光の振興

(1) 観光PRの推進

【対象】国内観光客 【意図】町の魅力を知る。

パンフレット等の紙媒体だけでなく、ホームページやマスメディア、さらには携帯端末などを活用した各種PRや宣伝活動を推進するとともに、各種イベントの開催を支援するなど、来訪を促す多様な機会の提供と内容の充実を図ります。また、県や周辺市町村と連携し、広域的な誘客活動の展開に取り組みます。

(2) 観光資源の有効活用と品質向上

【対象】国内観光客 【意図】様々な観光資源を安全に安心して楽しむことができる。

観光協会や商工会、関係機関や地域住民等と連携し、本町の自然や産業、歴史や文化などの資源を活かした体験型の観光プログラムの開発を推進します。また、観光施設を適切に管理したり、アウトドアスポーツの運用ルールを整備するなど、観光資源の安全管理と品質の向上に努めます。

(3) 観光客満足度の向上

【対象】国内観光客 【意図】快適に過ごせて、満足できる。

観光客が快適に移動できるよう2次交通^{※2}を充実させます。また、観光施設等におけるサービスの質の向上を図ります。食の魅力の向上を推進します。

(4) 国際観光の推進

【対象】外国人観光客 【意図】町を訪れ、消費する。

外国人観光客が快適に移動・滞在できるよう、情報発信を充実させます。また、交通機関や観光施設に対して、外国語表記を推進します。「おもてなし」の充実と訪日者の母国に無い「みなかみのセールスポイント」を伝える手段とその仕組みを充実させます。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民は、地域の良さを知り観光地であることを認識することで、地域をきれいにするとともに、観光客におもてなしの心で接する。 ● 住民は、観光ボランティアなどに参加するなど、町の魅力を積極的に発信する。 ● 観光関係者・事業者同士で連携し、主体的に観光素材の発掘や企画・提案、情報の発信などを行う。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な観光振興策の企画立案を行う。 ● 施設の維持管理 観光資源の品質を管理する(整備、規制、保護など)。 ● 観光関係団体と連絡・調整を行う。 ● 地域の特性に応じた観光振興への取り組みを育成・支援する。

基本目標 III 交流による魅力と活力にあふれるまち

施策 22 交流連携の推進

【個別計画・関連条例等】 みなかみハピネス計画

■ 現状と課題

- 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、町外の人々のまちづくりへの協力は、地域の活性化を図る上で必要不可欠なものとなっています。
- 本町ではこれまで、川や道などでつながった地域の人々や団体、自治体等との交流連携を深める事で、お互いの地域資源を活かしながら、補充補完の良好な関係づくりを行っています。また、平成23年12月に制定された「みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言～笑顔っていいよね～」の趣旨に沿ったまちづくりを実現するため、企業等との連携によるプロジェクトを立ち上げて、様々な事業を展開しています。
- 今後、人口減少や社会経済環境の変化により、行政ニーズはますます多様化するものと予想され、本町の有する豊富な自然資源や首都圏からの近接性などの魅力を活かし、各地の自治体や企業、団体等多様な主体と連携して、地域課題に対応していく必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 町外の人・団体

意図 町に魅力を感じ、まちづくりに協力する。

- 本町の有する様々な魅力を外部に積極的に発信し、交流連携機会を創出します。
- 各地の自治体や企業、団体等多様な主体との交流を推進し、連携を強化します。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 友好協定を締結している団体数	3団体	5団体	町が友好協定等を締結している団体数
B 連携協定を締結している団体数	3団体	5団体	町が連携協定等を締結している団体数

基本事業と取り組み方針

施策 22 交流連携の推進

(1) 交流連携の強化

【対象】 交流連携している町外の人・団体 【意図】 信頼関係を構築し、まちづくりに協力する。

産業や教育、文化や防災などさまざまな分野において、定期的な情報交換やイベントへの参加などによる交流を深め、互いの理解を深めることで信頼関係を構築し、連携を強化します。また、交流を継続するためのフォローアップを充実させるなど、交流連携による効果を高めます。

(2) 交流連携機会の創出

【対象】 町外の人・団体 【意図】 町に魅力を感じ、往来を開始する。

町外の人や団体のニーズを把握しながら、本町の魅力や水源の町としての役割などの情報を発信するとともに、多彩なフィールドを活用した交流連携機会の創出を図ります。また、ネットワークを構築したり、交流窓口を充実させ気軽にアプローチできるようにするなど、受入態勢を強化します。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流事業に積極的に参加し、交流相手に町の魅力をPRする。 ● 交流事業をきっかけに知り合った相手や団体と交流を続ける。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民や町内の団体に交流する機会を提供し、交流事業を支援する。 ● 交流を通じてまちづくりを積極的に行う人材を育成し、人的ネットワークを構築する。 ● 友好協定等を締結する。

Ⅲ
交流による魅力
と活力にあふれる
まち

みなかみ ハピネス 計画



▲ 企業等との協働によるまちづくりプロジェクトの総称である「みなかみハピネス計画」のシンボルマーク

■友好・連携協定等締結団体一覧(平成25年3月末)

協定・組織等名称	相手先	締結年月日
友好都市提携	埼玉県さいたま市	H16. 12. 20
友好都市協定	茨城県取手市	H21. 8. 8
友好協定	聯合国際学院	H22. 9. 29
なかの里・まち連携宣言	東京都中野区	H24. 9. 13
芸術村設立実行委員会 (現みなかみ町芸術のまちづくり 実行委員会)	東京藝術大学	H18. 5. 1
「みなかみデザートスポーツタウン プロジェクト」に関する覚書	株式会社デザート	H23. 8. 1
Doleランドみなかみ 協働プロ ジェクトに関する覚書	株式会社ドール	H24. 3. 20
協働プロジェクトに関する覚書	三国コカ・コーポ トリング株式会社	H24. 7. 19

基本目標 Ⅲ 交流による魅力と活力にあふれるまち

施策 23 移住定住の促進

■ 現状と課題

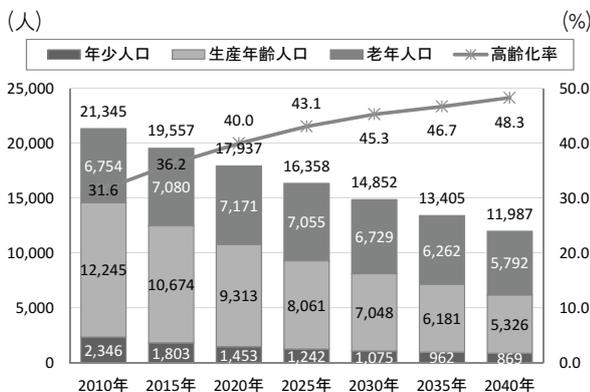
- 本町の人口は、昭和30年の35,696人をピークに、少子化や若者の都会への流出などを背景に、平成22年には21,345人まで減少(減少率:40.2%)し、高齢化率も31.6%に達するなど、過疎化と高齢化が急速に進展しています。転出者数が転入者数を大幅に上回る状況で、平成23年度の社会増減率は県平均が△0.11%のところ、本町は△1.15%に達しており、この傾向が今後も続いたとすると、約30年後には人口は12,000人を下回り、高齢化率も約50%になると推計されています。
- 本町では、10歳代後半～30歳代の減少率が大きくなっており、地域社会の機能が低下し住民が一定の生活水準を維持することが困難になることが懸念されるため、移住定住を促進することで、地域の活性化を図る必要があります。

■ 目的と基本方針

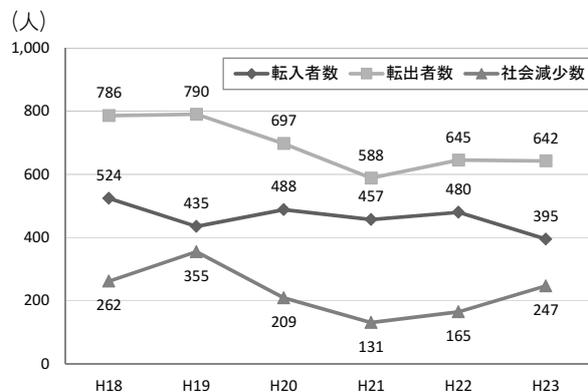
- | | | | |
|----|--------------|----|------------------------|
| 対象 | ①町民
②町外の人 | 意図 | ①町で暮らし続ける。
②町に移住する。 |
|----|--------------|----|------------------------|

- 移住定住に関する情報提供や相談体制を整えるなど、町の魅力発信を強化します。
- 空き家等を活用した住宅や宅地の供給や移住定住を支援するための新たな制度を創設するなど、移住定住しやすい環境を整備します。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 転入者数	395人	380人	町外から町内へ転入した人数
B 移住定住に関する相談件数	—	60件	移住定住情報に関して町に寄せられた相談件数



▲ 将来推計人口、高齢化率 (各年10月1日)



▲ 転入者数、転出者数、社会減少数の推移

基本事業と取り組み方針

施策 23 移住定住の促進

(1) 町の魅力と情報の発信

【対象】町民、町外の人 【意図】町の魅力を知り、住みたいと感じる。

暮らしているからこそ実感できる町の魅力や、町外の人を感じる町の魅力、土地建物など住環境に関する様々な情報を収集して取りまとめ、移住定住専門の情報誌を発行したりホームページで公開するなど、町の魅力と情報の発信に努めます。

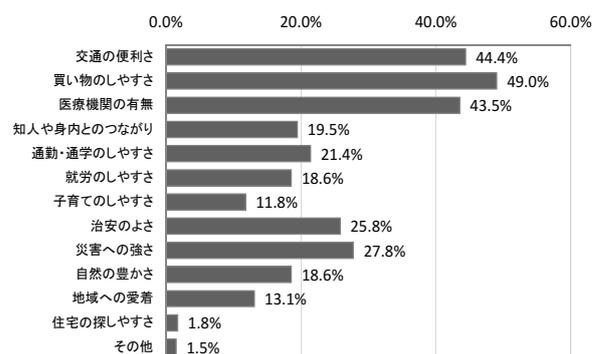
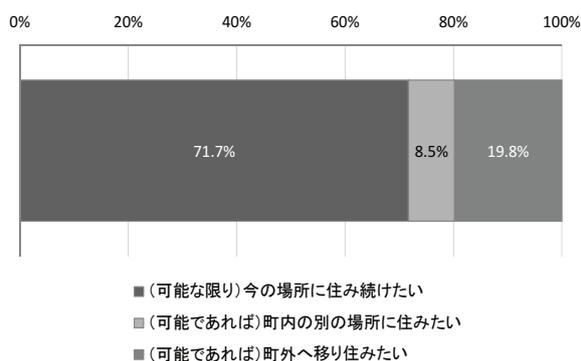
(2) 移住定住環境の整備

【対象】町民、町外の人 【意図】居住するための条件が整う。

町内の空き家に関する情報を収集し空き家バンクを構築するなど、移住定住希望者のニーズに応じた住宅情報を提供できる体制を整備します。また、移住定住希望者へ有効な支援を行い、本町に移住定住し生活するうえでの障害を軽減させることで、移住定住を促進します。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 町に住み続ける。 ● 移住者の周辺住民は、移住者が地域にとけこみやすい環境をつくる。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 住む場所として、町を選んでもらえるようなきっかけづくりを行う。



基本目標 IV 産業が育ち持続するまち

施策 24 農林業の振興

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町農業振興地域整備計画、みなかみ町森林整備計画、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）

■ 現状と課題

- 農業は本町の主要産業であり、農業産出額は約34億円（平成18年）に達します。主に米、野菜、果実の生産と畜産が盛んであり、それぞれの地域の特性に合った農業が展開されています。しかし、農業経営者の高齢化や担い手不足、兼業化が急速に進んでおり、耕作放棄地の増加に伴う農地利用率の低下、土地の分散による生産性の低下などの問題が生じています。
- これまでも農業経営者の育成や農業生産基盤の整備、農地の保全等に取り組んできましたが、今後は、農地の有効活用に向け、地域の実情に即した耕作放棄地対策や担い手への農地の集積、地域農業の核となる集落営農^{*1}などの組織経営体の育成や経営の複合化・法人化などの経営基盤強化へ向けた取組が求められます。
- また、6次産業化^{*2}への取り組みや高付加価値農業の推進を図るとともに、販路の開拓・拡大やブランドイメージ^{*3}の構築を進めていくことが必要となります。

■ 目的と基本方針

対象
①農家
②農地

意図
①農業所得を増やす。
②有効に活用される。

- 競争力のある農産物を創り出すため、農産物の販路拡大やブランド力の強化を推進します。
- 農業用施設の保全や老朽化が進む農業水利施設の保全、地域条件に適した基盤整備を推進します。
- 農業の経営基盤の強化を図るなど農業経営者を育成するとともに、経営規模の拡大を促進します。
- 農地の有効活用に向け、農地集積の促進や地域の実情を活かした耕作放棄地対策を推進します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	農業所得者の総所得金額	101,462千円	120,000千円	農業から生ずる所得が最も大きい者の所得（総収入金額－必要経費）の合計額
B	農業生産法人数	7団体	10団体	農地法第2条の3で規定され、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人の数
C	農地として利用すべき耕作放棄地面積	231ha	230ha	直ちに耕作することが可能な耕作放棄地及び基盤整備を実施して農業利用すべき耕作放棄地面積
D	米の栽培面積	381ha	374ha	水稻生産実施計画書により報告された水稻作付面積
E	果樹類の栽培面積	109ha (平成22年)	110ha (平成27年)	販売目的で栽培している果樹類の栽培面積
F	除間伐実施森林面積	121ha	120ha	みなかみ町森林整備事業補助金交付要綱により補助金の交付を受けて除間伐を実施した森林面積

基本事業と取り組み方針

施策 24 農林業の振興

(1) ブランド化の推進

【対象】 販売農家 【意図】 農林産物を高く売る。

安心・安全でおいしい農産物の生産を基本に、生産技術の高度化を支援することで農林産物の高品質化を図るとともに、ブランドイメージの構築や販路拡大の促進に向けた取り組みを推進します。また、関係機関と連携した特産品等の開発により、生産から加工、販売を一元的に行う6次産業化を推進します。

(2) 生産基盤の整備

【対象】 農家、農地 【意図】 生産性を維持・向上させる。

ほ場や農道、用排水路などの基盤整備を推進するとともに、老朽化している農業施設の機能維持に取り組めます。また、地域の実情に即した耕作放棄地対策などにより、農業生産を支える農地の生産力の維持を図ります。さらに、健全な森林を育成するため、間伐等の森林整備を林業関係団体等と連携して推進します。

(3) 農業経営者の育成

【対象】 農家 【意図】 経営基盤を強化する。

【対象】 農地 【意図】 有効に活用される。

地域農業の核となる経営体の育成や経営の一元化、農業法人化など、集落営農の組織化へ向けた取り組みを推進することで経営基盤の強化を図るとともに、経営感覚に優れた農業者の育成や、新規就農者、企業の農業参入を推進します。また、担い手への農地の利用集積を推進することで、経営規模の拡大を促進します。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 良質な農産物の生産に努める。 ● 農地、農業用施設の適切な維持管理に努める。 ● 担い手への農地集積に協力する。 ● 集落営農等の組織化(法人化)に取り組む。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産基盤の整備や農業経営の安定化を図るための支援を行う。 ● 良質な農産物の生産や高付加価値化を支援する。 ● 集落営農の組織化や担い手の育成を支援する。 ● 耕作放棄地解消のための支援を行う。

- 1 集落営農…集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動のこと。農地の効率的利用や機械の共同利用、担い手が中心となった生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様
- 2 6次産業化…農林漁業者(1次産業)が製造・加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)などの産業へ主体的かつ総合的に関わることによって、新しい商品や付加価値を生み出すことで農業を活性化させようというもの。1次産業×2次産業×3次産業=6次産業
- 3 ブランドイメージ…ある商品銘柄に対して社会や消費者が抱いている印象

基本目標 IV 産業が育ち持続するまち

施策 25 商工業の振興

■ 現状と課題

- 本町の商業は、温泉街や住宅地を対象とする小売業が大部分を占めますが、近年の消費者ニーズの多様化や通信販売の普及、自家用車の普及や大規模小売店舗の出店など、商業をとりまく急激な環境変化への対応に遅れ、魅力不足から競争力の低下を招いています。また、経営者の高齢化や過疎化を背景に後継者不足による店舗の閉店が相次いでおり、空き店舗の増加とそれに伴う買い物の利便性の低下が問題となっています。
- これまでも、商工会と連携しながら、経営相談や融資貸付などの経営支援、後継者の育成支援等に取り組んできましたが、今後は、新商品の開発やブランド化、商店の魅力向上に取り組む必要があります。
- 本町の工業は、関越自動車道や上越新幹線等の交通の利便性と東京から約150キロメートルに位置するという立地を活かして企業の進出が相次ぎ、須川平工業団地や矢瀬蟹杵工業団地など複数の工業団地が形成されています。しかし、長引く景気の低迷や円高の影響を受け、製造品出荷額等が減少しています。既存の企業が町内において、事業規模の拡大や継続した事業展開ができるような支援が求められています。

■ 目的と基本方針

対象

- ①商業事業所
- ②工業事業所

意図

- ①販売額を伸ばし、安定した経営ができる。
- ②出荷額を伸ばし、安定した経営ができる。

- 関係機関が緊密に連携し、販路拡大による販売体制強化や経営の近代化、特産品の研究開発などを推進します。
- 積極的な情報提供や経営の指導・相談と融資制度の充実により、中小企業の育成を推進します。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 商業の法人税割額	8,417千円	8,000千円	日本標準産業分類により、「卸売・小売業」、「一般飲食店」、「遊興飲食店」のものの法人税割額
B サービス業の法人税割額	7,720千円	7,300千円	日本標準産業分類により、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「サービス業」、「宿泊業」、「情報サービス業」のものの法人税割額
C 建設業の法人税割額	2,939千円	2,900千円	日本標準産業分類により、「建設業」のものの法人税割額
D 製造品出荷額等	28,871百万円 (平成22年)	30,000百万円	従業者4人以上の事業所の1年間の製造品出荷額等の合計(暦年)
E 商工会員数	商業 593人 工業 217人	530人 190人	商業及び工業における商工会への加入者数
F 商工会青年部員数	41人	21人	商工会青年部への加入者数

基本事業と取り組み方針

施策 25 商工業の振興

(1) 商業事業者の経営改善

【対象】 商業事業所 【意図】 販売額を伸ばし、安定した経営ができる。

商工会と連携し、後継者や優秀な経営者の育成を支援するとともに、経営相談や融資制度の運用などを通じて商工業者の経営の安定化を図ります。また、融資制度や補助制度の運用などを通じて、新商品開発や販路開拓、起業等を支援します。

(2) 工業事業者の安定経営

【対象】 工業事業所 【意図】 出荷額を伸ばし、安定した経営ができる。

商工会と連携し、新分野への進出や新製品の開発を目指す事業者を支援し、出荷額の増加につなげます。また、従来通りの事業を継続して行う予定の事業者に対しては、安定した経営を維持していける環境を整備します。

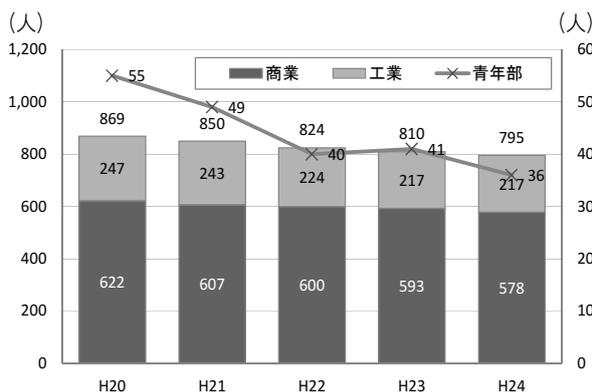
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

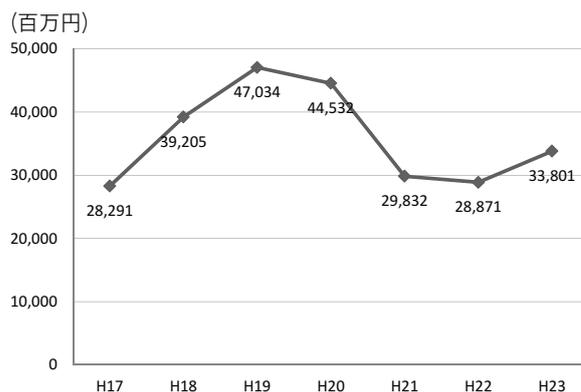
- 事業所は、特産・名産品を開発したり、個性的で魅力ある店舗づくりに努めるなど、安定した経営に努める。
- 町民は、町内で買えるものをなるべく町内で買う。

行政の役割

- 商工会や観光協会等と連携し、販売額や出荷額、収益の増加につながる取り組みや支援を行う。
- 消費者行動の多様化や流動客にも対応するために、起業や販路開拓等を支援する。



▲ 商工会員数、商工会青年部員数(各年4月1日)の推移



▲ 製造品出荷額等(暦年)の推移

基本目標 V 豊かな心と文化を育むまち

施策 26 学校教育の充実

■ 現状と課題

- 本町には、町立小学校が6校、町立中学校が4校あり、平成24年5月現在で1,508名の児童生徒が学んでいます。しかし、少子化の急速な進展により児童生徒数は年々減少しており、小規模校では集団学習活動に制約が生じるなどの問題が生じています。
- これまでも、子どもの発達段階に応じたきめ細かな指導に努めており、学力テストの結果は全国の平均を上回っています。また、通級指導教室を設置したり、幼少期から一貫した支援を行ったりするなど、特別支援教育^{※1}が充実しており、不登校児童生徒の割合も減少しています。
- 一方で、学校統合に伴って登下校にスクールバスを利用する児童生徒が増加しており、子どもたちの運動機会が減少し、体力の低下が懸念されています。
- 通学路の中には、交通量が多いにもかかわらず歩道が整備されていないなど、安全対策が不十分な箇所が存在し、早急な対応が求められています。

■ 目的と基本方針

対象 町内の児童生徒

意図 豊かな心と高い知性、健康な身体をもとに
活力ある人間に育つ。

- 少子化の動向を踏まえ、学校の適正規模を考慮した再配置を進めるとともに、地域に根ざした特色ある教育を推進します。
- 学校と家庭、地域との連携により、児童生徒の安全性を向上させます。
- 学力や体力の向上を図るとともに、不登校や問題行動、特別な支援を必要とする子どもたちへの取り組みを強化します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	学力テストの結果	児童 81% 生徒 81%	81% 81%	小2～中3の児童生徒のうち、NRTテストで、学習到達度5段階中3以上(概ね学習内容を理解している)の児童生徒の割合
B	体力テストの結果	児童 50ポイント 生徒 50ポイント	50ポイント 50ポイント	全学年を対象に実施している新体力スポーツテストで、全国の標準を50ポイントとして表した全国比
C	学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	児童 92% 生徒 87%	92% 87%	町立小・中学校で実施している学校評価アンケートにおいて、学校が楽しいと回答した児童生徒の割合
D	不登校児童生徒数	18人	10人	町立小・中学校における不登校(30日以上欠席)児童生徒数

■ 基本事業と取り組み方針

施策 26 学校教育の充実

(1) 教育水準の向上

【対象】 町内の児童生徒 【意図】 質の高い、きめ細かな教育を受けられる。

質の高い、きめ細かな教育を実践するため、少子化の動向を踏まえ、適正規模を考慮した学校の再配置を進めるとともに、補助教員や支援員・介助員を拡充し、町独自の指導主事を設置するなど、地域に根ざした特色ある教育を推進します。また、心豊かな子どもたちの育成に向けて、道徳教育やボランティア活動等を通じて人を思いやる優しさを醸成するなど、心の教育を推進します。

(2) 教育内容の充実

【対象】 町内の児童生徒 【意図】 内容の充実した教育を受けられる。

内容の充実した教育を実践するため、教職員の研修や学校評価等を行うことで教職員の資質を向上させるとともに、専門的な教職員を適正配置することにより、教育内容の充実を図ります。また、児童一人ひとりに配慮しながら、個に応じた教育を推進するとともに、基礎・基本を定着させる授業や自ら学ぶ意欲を育む授業の充実を図ります。

(3) 教育環境の充実

【対象】 町内の児童生徒 【意図】 安全な環境で安心して学ぶことができる。

安心安全な教育環境を確保するため、「地域ぐるみで子どもたちを見守る」体制を強化するとともに、学校と家庭・地域との連携を図りながら、児童生徒の安全対策の充実に努めます。また、施設・設備の安全性などに配慮しながら、学校施設・設備の計画的な改修や改築に努め、学校施設の保守点検の充実を図るとともに、防災教育や食育の充実に努めます。

■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<p><家庭・保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭では子どもたちの心身の健康を育み、基本的な生活習慣や善悪の判断等規範意識の基礎をつくる。 ● 保護者としての自覚を持ち、社会的な義務を果たす。 <p><地域住民></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域の子どもは地域で育てる」という意識をもち、子どもたちが安心して活動できる地域づくりを進める。 ● 地域の人材として学校現場へ積極的に関わるなど、教育活動へ協力する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育の基本方針を策定する。 ● 児童生徒の個に応じた教育環境をつくる。 ● 児童生徒が安心して学習できる安全な環境をつくる。 ● 教職員の教育力や資質の向上を図る。

1 特別支援教育…障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

基本目標 V 豊かな心と文化を育むまち

施策 27 生涯学習の推進

■ 現状と課題

- 本町では、中央公民館、水上公民館、新治公民館、カルチャーセンターと水上中部コミュニティセンターの5施設が生涯学習活動の拠点として設置されており、各公民館とカルチャーセンター内に図書室があります。それぞれの施設は、老朽化による不具合が見られるとともに、バリアフリー化が遅れているなど、住民の多様なニーズに対応できていない状態です。
- 生涯学習に取り組む人の裾野を広げ質を高められるよう、生涯学習のきっかけづくりとして魅力ある幅広い内容の講座開設が求められています。
- 生涯学習の仲間づくりを行ううえで、文化協会や所属団体の積極的な活動が大きな役割を果たしていますが、人口の減少や会員の高齢化等により後継者不足に悩む団体が多く、その解消が求められています。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 生涯を通じて自主的に学習する。

- 魅力ある内容の講座を開講したり、自主学習グループの活動を支援するなど、幅広い人を対象とした生涯学習の機会を創出します。
- 生涯学習の拠点となる公民館やカルチャーセンター、図書室等の機能を充実させるなど、生涯学習施設の整備充実を図ります。

成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A 日頃から、生涯学習を行っている町民の割合	34.1% (平成21年度)	35.0%	町民アンケートにおいて、テーマを持って学習活動に「ほぼ毎日」、「週に1回程度」、「月に1回程度」、「年に数回程度」取り組んでいると回答した人の割合
B 文化協会加盟団体登録者数	1,331人	1,320人	町文化協会に加盟する団体に登録されている人数
C 生涯学習施設利用者数	13,700人	14,000人	公民館等生涯学習施設の生涯学習活動としての年間延べ利用者数

基本事業と取り組み方針

施策 27 生涯学習の推進

(1) 学習意欲の高揚

【対象】 意欲や関心がない人 【意図】 生涯学習への意欲や関心を高める。

各種広報媒体を活用し、生涯学習に関する情報を提供したり、生涯学習の楽しさや必要性を啓発することで、生涯学習への意欲や関心を高めます。

(2) 学習機会の充実

【対象】 取り組んでいる人、意欲や関心がある人 【意図】 学習する機会を得られる。

文化振興団体等と連携しながら町民の学習ニーズに応じた生涯学習講座を開催したり学習成果発表の場を設けるなど、生涯学習機会の充実を図ります。また、町民の多様な学びを支援するため、文化協会や自主学习グループ等の活動や指導者の育成を支援し活性化を図ります。

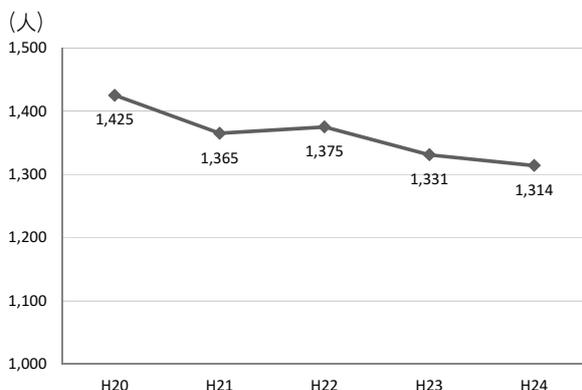
(3) 学習環境の整備

【対象】 取り組んでいる人、意欲や関心がある人 【意図】 学習する場を確保できる。

生涯学習の拠点となる公民館やカルチャーセンターの機能を充実させ利便性を高めるとともに、小中学校施設の活用を推進し、生涯学習施設の充実を行います。また、図書室については、町民の学習要求に応えられるよう、図書資料の収集やサービスの充実を図り、利用を促進します。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習の必要性を感じ、生きがいとなるような学習活動を行う。 ● 学習の楽しさを広め仲間づくりを行うなど、普及啓発に取り組む。 ● 指導者となり、さらには後継者を育成する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習の機会の提供や契機づけを行う。 ● 生涯学習施設の整備と管理運営を行い、生涯学習を行うための場を提供する。 ● 生涯学習を行う人・団体の活動を支援する。



▲ 文化協会加盟団体登録者数の推移

■ 主な生涯学習施設(平成25年3月末)

施設名称	所在地	設備等
中央公民館	後閑321-1	大会議室、会議室、研修室、図書室
水上公民館	湯原441	講堂、会議室、和室、調理室、図書室
新治公民館	布施365	講義室、研修室、図書室
カルチャーセンター	上牧1735	ホール、大会議室、会議室、和室、児童図書室、展示コーナー
水上中部コミュニティセンター	大穴270-4	1階、2階ホール

基本目標 V 豊かな心と文化を育むまち

施策 28 生涯スポーツの推進

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町スポーツ推進計画

■ 現状と課題

- 近年、マスメディアを通じて各種スポーツへの関心が高まるとともに、健康保持や体力の増進のため、中高年層を中心として気軽に参加できるレクリエーションスポーツ^{*1}やウォーキングなどが盛んになっています。一方で、若年層ではスポーツ実施率が低く、生活様式の都市化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、その傾向が顕著になっていることから、幅広い年齢層がスポーツに親しめる環境づくりが必要となっています。また、人口の減少は団体競技の継続などを困難にしており、競技人口の減少が懸念されます。
- 本町の体育振興は、町の体育協会に所属する月夜野・水上・新治の各支部や各種競技団体、スポーツ少年団を中心に行われています。また、スポーツ推進委員が活発に活動し、生涯スポーツの普及啓発に努めています。
- 本町の体育施設として、運動広場や体育館、武道館などがあり、その他小中学校のグラウンドや体育館が、住民のスポーツ活動を推進する施設として提供されています。一方で、老朽化の進行した施設や耐震化の完了していない施設が多く、その改修や維持管理のための労力と費用が膨大となっています。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 生涯を通じてスポーツや運動をする。

- 多様なスポーツニーズに応え、スポーツ団体の活動を支援するなど、幅広い人を対象とした生涯スポーツの機会を創出します。
- 既存の体育施設の適切な維持管理・充実を図るなど、生涯スポーツの場の確保と利便性の向上を推進します。

	成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	週1回以上、スポーツや運動をしている町民の割合	46.9%	52.0%	町民アンケートにおいて、運動やスポーツなど、身体を動かすことに「ほぼ毎日」、「週に1回程度」取り組んでいると回答した人の割合
B	体育協会加盟競技団体登録者数	1,930人	2,100人	町体育協会に加盟する団体のうち、競技団体に登録されている人数
C	体育施設利用者数	130,362人	150,000人	町内の社会体育施設及び学校体育施設の年間延べ利用者数

1 レクリエーションスポーツ…勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動のこと。幼児から高齢者まで、生涯を通して誰もが楽しみながら参加できるスポーツ

基本事業と取り組み方針

施策 28 生涯スポーツの推進

(1) スポーツ意欲の高揚

【対象】 意欲や関心が無い人 【意図】 スポーツや運動への意欲や関心を高める。

スポーツや運動に意欲や関心がない人にスポーツの楽しさや必要性を啓発したり、スポーツや運動に取り組んでいる人の積極的な仲間づくりを促すことで、意欲や関心を高めます。また、各行政区単位で新たに体育委員を設置し、地域におけるスポーツや運動への取り組みを啓発します。

(2) スポーツ機会の充実

【対象】 取り組んでいる人、意欲や関心がある人 【意図】 スポーツや運動をする機会を得られる。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の町民が多種多様なスポーツに親しめるよう、体育協会やスポーツ推進委員、民間企業等と連携して運動教室や大会を開催するなど、スポーツや運動機会の充実を図ります。また、各種スポーツ振興団体の活動や選手・指導者の確保・育成などを支援し活性化を図ります。

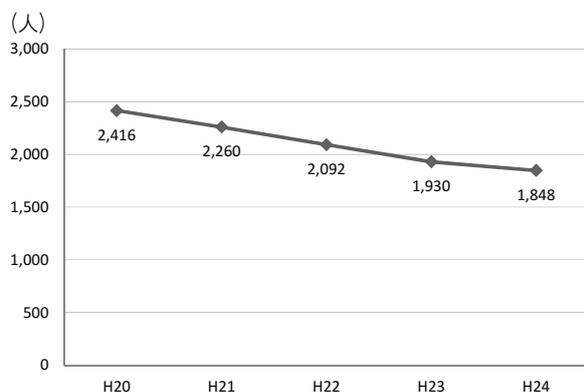
(3) スポーツ環境の整備

【対象】 取り組んでいる人、意欲や関心がある人 【意図】 スポーツや運動をする場を確保できる。

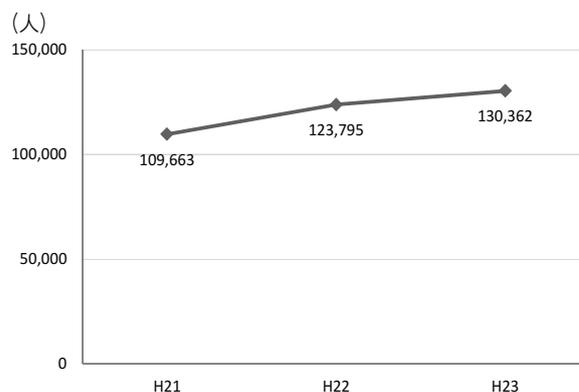
町民が身近な地域で安全にスポーツが行えるよう、体育館をはじめとする体育施設の適切な維持管理と機能充実、利便性の向上を図るとともに、有効利用を促進します。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツや運動の必要性を感じ、講座やイベント、団体・グループ活動に積極的に参加する。 ● スポーツや運動の楽しさを広め、仲間づくりを行うなど、普及啓発に取り組む。 ● 指導者となり、さらには後継者を育成する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ教室や大会を開催するなど、スポーツや運動機会の提供や契機づけを行う。 ● 体育施設の整備と管理運営を行い、スポーツを行うための場を提供する。 ● スポーツや運動を行う人・団体の活動を支援する。



▲ 体育協会加盟競技団体登録者数の推移



▲ 体育施設利用者数の推移

基本目標 V 豊かな心と文化を育むまち

施策 29 文化財の保存と活用

■ 現状と課題

- 本町には、国指定文化財が8件、県指定文化財が21件、町指定文化財が67件、合計96件の指定文化財があり、大切に保存管理されています。中でも、「水上石器時代住居跡」や「矢瀬遺跡」、「名胡桃城址」などの史跡は学術的にも大変貴重なものとなっています。また、県の重要無形民俗文化財である「古馬牧の人形浄瑠璃」、400年の伝統をもつ若宮八幡宮の「ヤッサ祭り」のほか、各地に伝わる獅子舞や太々神楽、祇園祭など、豊富な伝統文化や芸能が人々の暮らしの中に受け継がれています。
- 一方で、郷土芸能については、過疎化に伴う後継者不足や道具等の損傷などにより、その保存や継承が厳しい状態となっています。さらに、文化財についても、時代の経過と変化する社会情勢の中、遺失や風化により失われていくことが懸念されるため、より多くの町民が地域の伝統文化や文化財に触れる機会を創出し、郷土に対する理解と関心を高める必要があります。

■ 目的と基本方針

対象

- ①町民
- ②町内の文化財

意図

- ①文化財に対する意識を高め、保護や継承を行う。
- ②適切に保護され、後世へ継承される。

- 町内に残る多くの文化財や伝統芸能を適切に保護・継承します。
- 町民が地域の伝統文化や文化財に触れる機会を創出し、郷土に対する理解と関心を高めます。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	文化財の保護活動参加者数	320人	320人	文化財の保護活動への参加者数
B	地域の伝統芸能に参加している町民の割合	10.7%	11.8%	町民アンケートにおいて、地域の伝統芸能(祭りや神楽、獅子舞など)に参加していると回答した人の割合
C	保護・継承されている指定文化財の数	96件	100件	国、県、町の指定を受けている文化財の数
D	地域で継承されている伝統芸能の数	30件	30件	地域で継承されている神楽や獅子舞、祇園祭などの数

基本事業と取り組み方針

施策 29 文化財の保存と活用

(1) 文化財の保存

【対象】 保護や継承に取り組んでいる人 【意図】 保護や継承に積極的に取り組める。

【対象】 町内の文化財 【意図】 適切に保護され、後世へ継承される。

埋蔵文化財や史跡等の各種文化財については、文化財管理者との連携のもと適切な記録と保護措置を行います。また、無形文化財となる伝統芸能については、後継者の確保・育成や活動存続に必要な支援を行い、保護・継承に努めます。

(2) 文化財の活用

【対象】 町民 【意図】 文化財に関心を持ち、重要性を知る。

町内の文化財について広く町民に周知を図るとともに、歴史資料館を活用したり文化財の活用に積極的な団体と連携し町民が多くの文化財に触れられる機会を創出することで、町民の郷土に対する理解と関心を高めます。

町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近にある地域文化や文化財に関心を持ち、その重要性を認識するとともに、保護・啓発に努める。 ● 地域の伝統行事に積極的に参加し、後世に継承する。 ● 保護行政の理解・協力を努める。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財に関する情報を発信するなど、町民の意識啓発を行い、郷土や歴史への認識を深める。 ● 建物・史跡・美術工芸・天然記念物等の有形文化財を調査し保護管理する。 ● 文化財の保護活動や後継者の育成を支援するなど、地域文化の継承を推進する。

■国指定文化財一覧(平成25年3月末)

種別	名称	所在地	指定年月日
重要文化財	旧戸部家住宅	湯原	S45. 6. 17
	紫紙金字華厳経巻六十五	永井	S17. 6. 26
	紺紙銀字華厳経巻第一	永井	S17. 6. 26
	大般若経巻第二百五十七	永井	S25. 8. 29
重要有形民俗文化財	上州藤原(旧雲越家)の生活用具及び民家	藤原	H9. 12. 15
史跡	水上石器時代住居跡	大穴	S19. 11. 13
	矢瀬遺跡	月夜野	H9. 3. 17
登録文化財	法師温泉長寿館	永井	H18. 8. 24

■県指定文化財一覧(平成25年3月末)

種別	名称	所在地	指定年月日
重要文化財	旧大庄屋役宅書院	東峰	S27. 11. 11
	泰寧寺山門	須川	S28. 8. 25
	子持神社本殿	上牧	S59. 12. 25
	泰寧寺本堂欄間及び須彌壇	須川	S26. 10. 5
	綱子の宝篋印塔	綱子	S48. 4. 25
	明徳寺の木造聖観音坐像	後閑	S56. 5. 6
重要有形民俗文化財	小川島の歌舞伎舞台	下津	S58. 2. 22
	古馬牧の人形浄瑠璃(附人形)	下牧	S58. 2. 22
	東峰須川の池祭り	東峰	H7. 3. 24
史跡	名胡桃城址	下津	S24. 12. 20
	猿ヶ京関所跡並びに旧役(附関係資料)	猿ヶ京温泉	S26. 6. 19
	梨の木平敷石住居跡	月夜野	S52. 4. 1
天然記念物及び名勝	大峰山浮島及び湿原植物	小川	S27. 11. 11
天然記念物	上津のうばザクラ	上津	S27. 11. 11
	村主の大ケヤキ	上津	S27. 11. 11
	相俣のさかさザクラ	相俣	S27. 11. 11
	水上町モリアオガエル繁殖地	小日向	S32. 9. 10
	大峰山モリアオガエル繁殖地	小川	S36. 1. 6
	入須川のヒカリゴケ自生地	入須川	S38. 1. 8
	川手山洞窟群及びズニ石	入須川	S48. 8. 21
	コビソヤナギ群落	湯松曾	H20. 3. 27

基本目標 VI 住民とともに歩む健全なまち

施策 30 町民参画によるまちづくりの推進

【個別計画・関連条例等】 みなかみ町まちづくり基本条例

■ 現状と課題

- 本町では、平成20年4月に「まちづくり基本条例」を施行し、町民と議会、行政との協働^{*1}によるまちづくり^{**2}を推進していくことを明確に位置づけています。これまでのまちづくりは、主に行政が主導することが多い状況にありましたが、地域ごとに多様化する生活課題に対応するには、町民と行政がそれぞれの強みを発揮し、協働により解決していくことが求められます。
- そのためには、町民の主体的な活動を促進し、自らの地域は自らが築いていく地域コミュニティ^{**3}づくりを実現していく必要がありますが、過疎化や生活様式の都市化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、その機能が弱まりつつあります。
- 一方で、自らの知識や経験を活かし、社会のために貢献したいという町民の活動が活発になってきており、新たな公共の担い手として期待が高まっています。本町では、合併前の旧町村を単位とした「まちづくり協議会」が平成21年度に設置され、活力ある地域を実現するため主体的な活動を行っていますが、ボランティア団体やNPO法人など、一定の分野に特化したテーマコミュニティの活動の更なる充実も必要となっています。

■ 目的と基本方針

対象 町民

意図 まちづくりに積極的に参画する。

- 地域コミュニティやテーマコミュニティなどの住民の主体的な活動を推進します。
- 町民と議会、行政の情報の共有を推進するとともに、町民の声を行政に反映しやすい仕組みづくりを推進します。

	成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	必要な行政情報を入手できている町民の割合	58.7%	70.0%	町民アンケートにおいて、必要とする町の行政情報を入手できていると回答した人の割合
B	過去1年間に、町政に自分の意見を提示した町民の割合	7.8%	10.0%	町民アンケートにおいて、過去1年間に、町政に自分の意見を提示したことがあると回答した人の割合
C	過去1年間に、まちづくり活動に参加した町民の割合	49.8%	50.0%	町民アンケートにおいて、過去1年間に、まちづくり活動に参加したことがあると回答した人の割合
D	まちづくり活動の団体数	22団体	34団体	まちづくり協議会、まちづくり活動を目的としたNPO法人及び「みなかみ町まちづくり団体活動支援事業補助金」の交付を受けた団体数(累計)

- 1 協働…町民、議会及び行政が、それぞれの役割及び責任の下で、お互いを尊重しながら協力し、まちづくりに取り組むこと。
- 2 まちづくり…住みよいまち及び豊かな地域社会をつくるために行われる町政及び全ての公益的な取り組み
- 3 コミュニティ…同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている人々の集まり(社会)のこと。また、特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティを「テーマコミュニティ」という。

■ 基本事業と取り組み方針

施策 30 町民参画によるまちづくりの推進

(1) まちづくりに対する意識の高揚

【対象】まちづくりへの関心や意欲のない人 【意図】まちづくりへの関心や意欲を高める。

多くの町民にまちづくりに対する興味を持っていただくため、この指とまれ方式のまちづくり活動を推進するなど、まちづくり意識の啓発に取り組みます。また、町民が手軽に行政情報を入手できるよう、わかりやすい広報紙やホームページを作成するなど、行政情報の提供に努めます。

(2) まちづくりの環境整備

【対象】まちづくりに参画している人、関心や意欲のある人 【意図】まちづくりに参画しやすくなる。

町民活動の充実や広がりを促進するため、活動団体のネットワークを強化するとともに、まちづくり団体や地域がコミュニティ機能を強化し主体的に行うまちづくり活動を支援します。また、パブリックコメント^{*4}制度や各種審議会等への公募委員制度などを推進し、町民の町政への参画機会を充実させます。

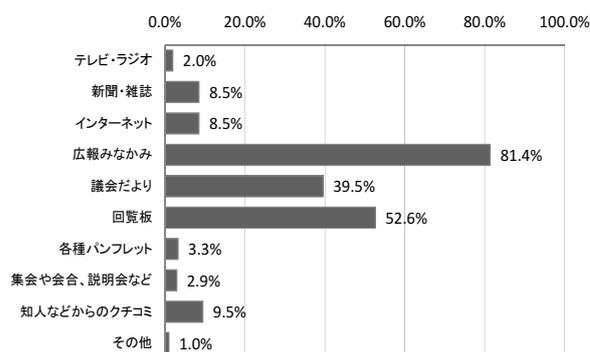
■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりへの関心や意欲を高め、地域コミュニティやテーマコミュニティなど活動に積極的に参加する。 ● 自らの発言と行動に責任を持ち、さまざまな機会を通じて意見を表明・提案する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・広聴活動を充実させるなど、行政としての現状・課題等を積極的に町民に伝え、情報の共有を図る。 ● 地域コミュニティやテーマコミュニティの住民自治活動を推進する。 ● 町民がいつでもまちづくりに関する提案ができるような環境づくりに努める。

■ みなかみ町民憲章

わたしたちは、清らかな利根の源流と三国・谷川の豊かな自然に恵まれたいで湯の町に誇りを持ち、夢と希望に満ちた活力ある町を築くための道しるべとして、この町民憲章を制定します。

- 恵まれた自然と共生し心ゆたかな町をつくります
- 歴史と文化を尊び夢と希望に満ちた町をつくります
- おもてなしの心で笑顔あふれる町をつくります
- みんなで力を合わせ住みよい町をつくります



▲ 行政情報の入手方法(平成24年4月)

資料:町民アンケート

4 パブリックコメント…計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く町民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法

基本目標 VI 住民とともに歩む健全なまち

施策 31 財政の健全化

【個別計画・関連条例等】 行財政改革行動指針、辺地に係る総合整備計画

■ 現状と課題

- 本町の財政は、町村合併当時の平成17年度には経常収支比率が102.8%（県内ワースト1位）、実質公債費比率が20.7%（県内ワースト2位）となるなど、危機的な状況にありましたが、その後、職員数を大幅に削減したり、地方債を期日を繰り上げて償還するなど、行財政改革を着実に推進したことで、改善傾向にあります。
- しかし、今後、町村合併に伴う国の財政支援が年々縮小（地方交付税の合併算定替が平成28～32年度にかけて段階的に削減され、平成33年度に終了）したり、長引く景気の低迷による雇用情勢の悪化等により、町税などの一般財源の伸びが期待できないなど、歳入の確保が困難となることが予想されます。
- 一方、歳出については、少子高齢化の影響から、社会保障費の増大が見込まれます。また、依然として地方債現在高が多額であることから、今後も厳しい財政運営が予想されるため、効果を重視した財源配分を行うなど、将来を見据えた安定的な財政運営を行う必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 町の財政

意図 健全に運営される。

- 地方交付税の合併算定替の削減や終了に対応できるよう、人件費、物件費及び公債費などの経常経費を削減します。
- 自主財源を安定的に確保するため、町税等徴収率の向上や使用料・手数料などの負担の適正化を図ります。
- 国や県などの各種補助金や、国の財政支援措置の手厚い地方債などの財源を有効に活用します。
- 地方債の任意の新規発行を抑制するなど、地方債現在高の縮減を推進します。

成果を測る指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	実質公債費比率	14.8%	15.3%	自治体の負債返済がその自治体の財政規模の何倍あるかを示した割合
B	将来負担比率	56.3%	0%以下	地方債など自治体が将来に負担すべき債務（公営企業や第三セクター等含む）がその自治体の財政規模の何倍あるかを示した割合
C	経常収支比率	87.3%	92.9%	人件費や公債費など経常的な支出に対して、町税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示した割合
D	町税徴収率	現年課税分 95.6% 滞納繰越分 7.0%	96.3% 10.0%	普通税及び目的税の現年課税分及び滞納繰越分の徴収率
E	普通会計地方債現在高	15,962百万円	13,414百万円	普通会計における地方債の年度末現在高
F	普通会計積立基金現在高	6,128百万円	9,096百万円	普通会計における積立基金の年度末現在高

基本事業と取り組み方針

施策 31 財政の健全化

(1) 財源の確保

【対象】財源 【意図】確保される。

町税の徴収率の向上、受益者負担の適正化、基金の計画的な運用、遊休資産等の売却、新たな財源の創出などにより、自主財源を確保します。また、有利な起債や補助金等を活用し、依存財源の確保を図ります。

(2) 効果的な予算執行

【対象】歳入、歳出 【意図】効果的な予算が編成され、適正に執行される。

行政評価制度を活用し、予算の重点配分を行うことで、経常経費等の削減を図ります。また、会計管理機能を強化し、予算執行を更に充実させます。

(3) 計画的な財政運営

【対象】町の財政 【意図】計画的に運営される。

総合計画及び行政評価に基づく財政計画を策定します。また、中長期財政計画から対策や準備を実施し、計画的な財政運営を行います。

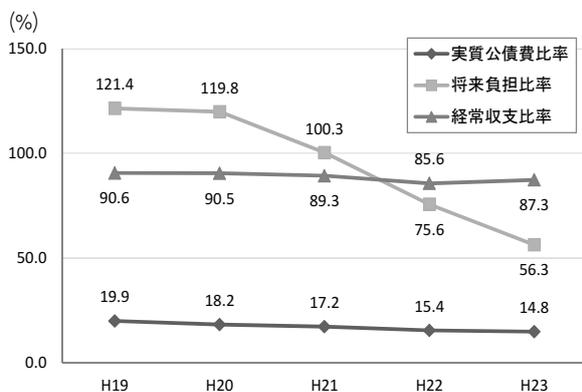
町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割

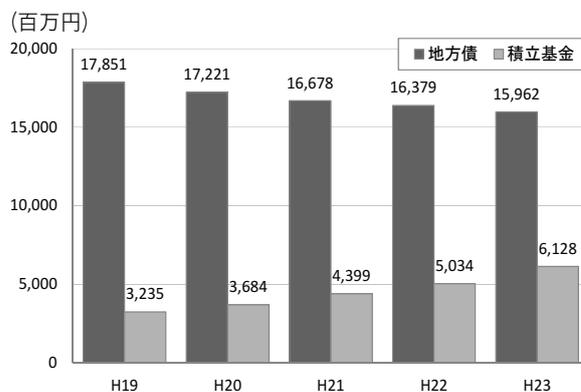
- 税金や使用料・保険料・負担金等を自主的に完納する。
- 町の財政運営に関心を持ち、財政状況を知る。

行政の役割

- 収支のバランスのとれた計画的な財政運営を行う。
- 最小の経費で最大の効果を上げられるよう、コスト意識をもって経営的な視点にたった財政運営を行う。
- 税収等の確保に努める。
- 財政の実態をわかりやすく公表する。



▲ 実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率の推移



▲ 普通会計地方債・積立基金の年度末現在高の推移

基本目標 VI 住民とともに歩む健全なまち

施策 32 効率的で効果的な行政運営の推進

【個別計画・関連条例等】 行財政改革行動指針、みなかみ町人材育成基本方針、みなかみ町職員研修計画

■ 現状と課題

- 地方分権の進展に伴い、地方自治体が担う役割がさらに高まると同時に、行政に対する住民ニーズは高度化・多様化しています。本町では、これらの行政需要に的確に対応するため、平成19年11月に「行財政改革行動指針」を策定し、事務事業や組織機構、定員管理の適正化などの行政改革に取り組んできました。
- 平成17年10月の町村合併時に384人いた職員数を、平成24年4月には285人まで削減(削減率:25.8%)するとともに、平成21年に策定した「人材育成基本方針」に沿った職員の採用と育成を積極的に推進しています。また、行政評価[※]制度を平成20年度から導入し、施策や事務事業の評価・検証を踏まえたメリハリのある行政運営を推進しています。今後は、行政評価による更なる事務事業の改善や整理に取り組み、限られた行政資源を効果的・効率的に活用していくことが必要となります。
- 本町では、平成17年10月の町村合併に伴って、旧町村でそれぞれ整備し用途や機能の類似した複数の施設を保有することになりました。また、施設の多くは建設から数十年が経過しており、老朽化が著しい状態です。これらの公の施設について、町民の理解と協力を得ながら、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的で効率的な運営に努める必要があります。

■ 目的と基本方針

対象 行政機能

意図 効率的に、効果的な行政サービスを提供する。

- 多様な住民サービスや複雑化する事務事業に適切に対応できるよう、組織の見直しや職員の適正配置を行うとともに、事務の効率化を推進します。
- 人材育成基本方針に基づき、職員の意識改革と育成に計画的に取り組めます。
- 行政評価制度を活用し、最小限のコストで最大限の効果を生み出す行政経営を推進します。
- 非効率的な公共施設の管理や運営を見直すとともに、整理統合を推進し、公共施設の有効活用を図ります。

	成果を測る指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
A	納めた税金の対価として、行政サービスが十分に提供されていると感じる町民の割合	38.1%	38.0%	町民アンケートにおいて、納めた税金の対価として、行政サービスが十分に提供されていると思うと回答した人の割合
B	町の職員数	288人	240人	一般職に属する職員(教育長を除く。)について、4月1日現在の在職者数
C	職位に求められる能力を発揮していると評価された、評価項目の割合	75.0%	80.0%	人事評価制度の能力評価において、期待を越える能力・姿勢を「十分発揮した」、「発揮した」と評価された項目の割合
D	年度目標を達成した、施策の成果指標の割合	—	100.0%	総合計画後期基本計画において策定した目標値を達成した成果指標の割合

■ 基本事業と取り組み方針

施策 32 効率的で効果的な行政運営の推進

	<p>(1) 人材の育成と確保</p> <p>【対象】 職員 【意図】 資質を向上させる。</p> <p>「人材育成基本方針」に基づき、研修実施計画にのっとり各種研修を実施するとともに、人事評価^{※2}制度を有効に活用することで、職員一人ひとりのやる気と資質・能力を向上させます。</p>
	<p>(2) 効果的な組織運営</p> <p>【対象】 組織 【意図】 効果的に機能する。</p> <p>総合計画を実現するための組織体制を構築し、施策や事務事業の優先度評価結果に基づいて配置人員の見直しを行います。住民サービスの維持向上と行政責任を果たしながら、将来を見据えた事業コストを目指し、事務事業の民営化を推進します。</p>
	<p>(3) 事業効果の向上</p> <p>【対象】 施策、事務事業 【意図】 効果を高める。</p> <p>行政評価を活用した事業の適切な評価とそれに基づいた事務事業の見直しを徹底し、限られた財源を有効に活用することで、町独自の創意工夫を凝らした行政運営を目指します。</p>
	<p>(4) 公の施設の有効活用</p> <p>【対象】 公の施設 【意図】 有効に活用される。</p> <p>施設の整理・統廃合を推進し、併せて管理形態や運営方法を見直します。また、空きスペースや未利用町有地について、賃貸や売却等の有効活用を図ります。</p>

■ 町民と行政の役割分担

町民(事業所、地域、団体)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政サービスの見直しについて理解・協力し、その一役を担う。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民への説明責任を果たす。 ● 行政サービスの取捨選択と改善を行う。 ● 少人数で効果的なサービスが提供できる組織・体制をつくるとともに、職員の育成を推進する。

1 行政評価…行政が行っている施策や事務事業について、その必要性や成果、効率性などを数値等で客観的に把握、評価し、その結果を次の計画や予算に反映させる手法

2 人事評価…職員一人ひとりが担当する仕事の目標達成度や自分の仕事ぶりを振り返り、次への課題を見いだして意識や行動を変えていくための仕組み

資料編

策定の経過

総合計画審議会

策定の経過

年月日	調査・会議など	内容
平成24年 3月6日(火)	課長会議	後期基本計画の策定概要と施策体系、施策の目的・成果指標(案)を説明
4月1日(日) ～23日(月)	町民アンケート	成果指標の現状を把握 無作為抽出した20歳以上の町民1,000人を対象 回収状況 484件(回収率 49.0%)
7月13日(金)	職員研修	施策の目標値設定と基本事業設定の方法
7月18日(水) ～8月15日(水)	施策会議(32回開催)	施策の振り返り総括と目標値(案)の設定
9月21日(金)	施策目標値(案)報告会	目標値(案)と設定の考え方を、各施策主管課長から町長に説明
9月24日(月) ～26日(水)	政策会議	後期基本計画期間における重点施策を決定 各施策の目標値や取り組み方針を協議
11月1日(木) ～12月3日(月)	施策会議(32回開催)	施策の基本事業と取り組み方針の協議
平成25年 2月1日(金) ～15日(金)	パブリックコメント (意見公募)	後期基本計画(案)に対する町民意見募集 全戸回覧及び町ホームページに掲載 提出意見 0件
2月21日(木)	第1回総合計画審議会	総合計画審議会委員委嘱 後期基本計画(案)について諮問
3月5日(火)	第2回総合計画審議会	後期基本計画(案)について審議
3月19日(火)	第3回総合計画審議会	後期基本計画(案)について継続審議 総合計画審議会答申案を協議
3月22日(金)	総合計画審議会答申	後期基本計画(案)について答申

総合計画審議会

みなかみ町総合計画審議会条例

平成17年10月1日 条例第18号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、みなかみ町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じみなかみ町総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第15号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

みなかみ町総合計画審議会委員名簿

1号委員（議会議員）

No.	役職名	氏名	公職名等
1	委員	森下 直	議会議長
2	委員	河合 幸雄	議会副議長
3	委員	鈴木 勲	総務文教常任委員長
4	委員	林 一彦	厚生常任委員長
5	委員	山田 庄一	産業観光常任委員長

2号委員（地域代表）

No.	役職名	氏名	公職名等
6	委員	矢野 義夫	区長会長
7	委員	久保 喜英	区長会副会長
8	委員	品田 吉也	区長会副会長

3号委員（有識者）

No.	役職名	氏名	公職名等
9	会長	小野里 光敏	商工会長
10	委員	須藤 温	観光協会代表理事
11	委員	本多 貞良	農業委員会会長
12	副会長	河合 進	社会福祉協議会長
13	委員	羽鳥 博司	老人クラブ連合会長
14	委員	眞庭 正子	文化協会会長
15	委員	鈴木 修司	体育協会会長
16	委員	高柳 桂子	婦人会長

諮問書、答申書

み総政発第 56 号

平成25年2月21日

みなかみ町総合計画審議会

会長 小野里 光敏 様

みなかみ町長 岸 良昌

(総 合 政 策 課)

第1次みなかみ町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

みなかみ町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第1次みなかみ町総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成25年3月22日

みなかみ町長 岸 良昌 様

みなかみ町総合計画審議会

会長 小野里 光敏

第1次みなかみ町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成25年2月21日付けみ総政発第56号で諮問のありました第1次みなかみ町総合計画後期基本計画（案）について、当審議会で慎重に審議した結果、今後5年間で取り組むべき課題に対応した計画となっており、概ね妥当なものと認め、別紙の意見等を付して答申いたします。

なお、新たに数値目標を設定することで、目指すべきまちづくりの方向性をより明確にしたことは、高く評価される所であり、策定された計画が、町民、議会及び行政の協働により、着実に推進されることを期待します。

第 1 次みなかみ町総合計画後期基本計画

発行年月：平成 2 5 年 3 月

発 行：群馬県みなかみ町

編 集：総合政策課

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑 3 1 8 番地

TEL. 0278 (62) 2111 FAX. 0278 (62) 2291

<http://www.town.minakami.gunma.jp/>

